

平成30年第2回阿波市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成30年6月8日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（20名）

1番 武澤 豪	2番 北上 正弘
3番 後藤 修	4番 坂東 重夫
5番 藤本 功男	6番 笠井 安之
7番 中野 厚志	8番 笠井 一司
9番 川人 敏男	10番 檜原 伸
11番 松村 幸治	12番 吉田 稔
13番 森本 節弘	14番 江澤 信明
15番 檜原 賢二	16番 木村 松雄
17番 阿部 雅志	18番 出口 治男
19番 原田 定信	20番 三浦 三一

欠席議員（なし）

会議録署名議員

17番 阿部 雅志	18番 出口 治男
-----------	-----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 藤井 正助	副市長 町田 寿人
政策監 木具 恵	教育長 坂東 英司
企画総務部長 安丸 学	市民部長 三浦 康雄
健康福祉部長 野崎 圭二	産業経済部長 阿部 芳郎
建設部長 川野 一郎	教育部長 妹尾 明
会計管理者 阿部 守	企画総務部次長 坂東 孝一
市民部次長 矢田 正和	健康福祉部次長 寺井 加代子
健康福祉部次長 大森 章司	産業経済部次長 岩佐 賢二
建設部次長 猪尾 正	教育部次長 湯藤 義文
教育部次長 吉川 和宏	吉野支所長 藤川 靖人
土成支所長 井上 百合子	阿波支所長 塩田 英司
水道課長 藤野 芳大	農業委員会事務局長 石川 久

監査事務局長 阿部 仁子

財政課長 稲井 誠司

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 那 須 啓 介

事務局議事総務課長 笠 井 久美代

事務局議事総務課主査 藤 岡 知 寛

議事日程

日程第 1 市政に対する一般質問

日程第 2 議案第 3 2 号 平成 3 0 年度阿波市一般会計補正予算（第 2 号）について

日程第 3 議案第 3 3 号 平成 3 0 年度阿波市水道事業会計補正予算（第 1 号）について

日程第 4 議案第 3 4 号 阿波市税条例の一部改正について

日程第 5 議案第 3 5 号 阿波市人権尊重のまちづくり条例の制定について

日程第 6 議案第 3 6 号 阿波市立学校設置条例の一部改正について

（日程第 2 ～日程第 6 質疑・付託）

午前10時00分 開議

○議長（森本節弘君） それでは、現在の出席議員は20名で定足数に達しており、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりであります。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（森本節弘君） 日程第1、市政に対する一般質問を前回は引き続き行います。

まず初めに、4番坂東重夫君の一般質問を許可いたします。

坂東重夫君。

○4番（坂東重夫君） おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、4番坂東重夫、一般質問を始めさせていただきます。

最初に、私も、本年3月に執行されました阿波市議会議員一般選挙に初挑戦し、支持者並びに市民の皆様の温かく、力強いご支援のもと当選することができました。一般質問は初めてのことでありますが、立候補した際のマニフェストに沿った政策提案の質問をしたいと思います。

さて、阿波市においても、最上位計画である第2次阿波市総合計画や人口減少対策等の地方創生に係る総合戦略に沿って、阿波市の活性化のためにさまざまな事業を実施していると思います。しかし、私のセールスポイントである、41年間の行政経験によると、市民は安全で安心な町を望んでいると思います。今年4月前半から中旬にかけて、阿波・吉野川両市で不審火が相次ぎました。いまだに全面解決には至っておりませんが、市民は大きな不安を抱いたと思います。

今回最初に質問するのは、安全で安心なまちづくりに防犯カメラ設置をであります。

平成28年度が私の定年退職の年であり、当時市民部長を拝命しておりました。その際、市民の方と話をすることが多く、また今回の選挙に立候補した際にも多くの市民の方から防犯カメラの要望をお聞きしました。徳島県の過去10年間の刑法犯認知件数は、平成20年の8,451件から昨年の3,694件と、減少し続けております。しかし、車

上荒らしや子ども、女性を対象としたつきまといなど、事案は増加傾向にあり、県民の体感治安の向上には至っておらず、今後も犯罪防止のための施策推進が求められています。このような状況下、県や県警察を初めとした関係機関、団体が一体となった防災情報の提供や地域の見守り活動の実施等、ソフト面での各種抑止対策を行っております。そこで、ハード面では、犯罪の未然防止や検挙に効果のある防犯カメラの有効性に認識が全国で高まっております。商店街だけでなく、一部自治体においても防犯カメラの普及が進んでおります。課題としては、プライバシーなどの問題もありますが、私が調べたところによると、千葉県市川市、神奈川県大和市、大阪府箕面市、兵庫県伊丹市において既に事業の整備をしております。

それでは、質問1項目め、防犯カメラの必要性和効果について、市がどのように考えているのか質問いたします。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 議長の許可をいただきましたので、坂東議員から一般質問、防犯カメラの必要性和効果についてお答えを申し上げます。

近年、全国的に児童・生徒が重大な事件や事故に巻き込まれる、痛ましい事案がメディアで報道がされてございます。本市におきましては、平成29年度の刑法犯の認知件数は79件で、県内でも低い水準ではありますが、登下校時の児童・生徒への声かけ、あるいはつきまといなどの不審者情報が寄せられている状況でございます。このような中、本市におきましては、議員ご案内のありましたとおり、本年4月、不審火による火災事案が発生をいたしまして、市民の皆様方には、容疑者逮捕に至るまでの間、大変不安な日々を過ごされたことは記憶に新しいところであります。

本市におけます防犯対策といたしましては、夜間における犯罪等の発生を防止するため、一定の基準に適合した場所に防犯灯を設置し、犯罪等が発生した場所や児童・生徒が利用する通学路などで現場の状況等を調査をいたしまして、緊急性を考慮しながら設置をしているところでございます。

一方、防犯カメラにつきましては、市内のこども園3カ所、小・中学校14カ所と県立高等学校2カ所の計19カ所に設置されておりますが、これらは全て園舎や校舎に設置されているもので、外部からの不審者確認用のものでございます。現在のところ、本市が管理をいたします市道や公園、県が管理をする主要幹線道路などの公共施設には、市の防犯カメラは設置しておらず、一部コンビニなど、民間の事業者が設置しているものに限られ

ているのが現状でございます。しかしながら、現在の世の中の状況を考えますと、導入する機器設備に係る経費や維持管理に係るランニングコストなど、一定の予算を伴うことは想定されるものの、防犯カメラの設置は、人間関係が希薄となった現代社会において、まさに地域の目の補完となり、特に登下校中の児童・生徒を犯罪、事故被害から守るための抑止力として、通学路は優先して設置を検討する必要があると考えております。また、台風やゲリラ豪雨での道路冠水や河川、水路などの溢水、床上床下浸水などの水害といった、自然災害対策としても効力が発揮されることから、本市の安全で安心なまちづくりを推進するためにも、今後警察や防犯協会など関係機関との協議を行い、検討をしてみたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 坂東重夫君。

○4番（坂東重夫君） ご答弁をいただきました。

やはり、犯罪は、検挙より、さまざまな事業実施においてその抑止力として未然防止が一番だと考えます。

次に、再問といたしまして、適切かつ効果的に活用できるよう、将来を見据え、どのような点を遵守し、計画的に運用していくのか、町田副市長にお聞きしたいと思います。

○議長（森本節弘君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、坂東議員の再問でございます、防犯カメラについての将来を見据えた計画的運用について答弁させていただきます。

議員も申されたように、安全・安心というのは、市民の全ての方が望んでいることだと考えております。そして、阿波市の最上位計画でございます第2次総合計画の中にも、重点テーマの6つございますが、1つとして、安全・安心、快適なまちづくりというのを明記してございます。こういった中で、安全・安心なまちづくりというのは、行政とか市民とか企業、全ての方が連携して情報共有しながら、阿波市全体で確保するものだと思っております。

それでは、議員も今言われましたように、全国的な状況を申し上げますと、防犯カメラの設置というのは、平成13年ごろから全国的に始まりまして、そのころは設置場所としては、保育所とか学校、それとか駅、そういったことにつけておりましたが、最近では急増していると。公共空間への設置が、平成26年ごろからかなりふえてきているといった状態で、場所におきましても、通学路とか住宅、かなりプライバシーに係るところにも設置

をしております。これも、議員申されたように、犯罪の傾向というのが、昔の凶悪犯から計画的な知能犯へと、いろんな内容が変わってきているということも影響しているということで、私も調べたところ、群馬県の前橋市とか大阪の枚方市、県内においては徳島市においては、商店街で事業を実施しております。こういったことから、防犯カメラの設置というのは非常に効果があるものと考えておりますが、一方もろ刃の剣ということでプライバシーとかなり関連しますので、そのところはかなり慎重に運用していく必要があると考えております。

また、現在の、先ほど企画総務部長のほうから申し上げましたが、阿波市っていうのは、かなり防犯的には安全な状況にございますが、今後に向けまして、計画的に、効率的な運用していくためには、まず仮称ではございますが、防犯カメラの阿波市の設置管理マニュアルというのをまず最初に策定いたしまして、その中でいろいろな取り組みを決定いたしまして運用していくというのが一番望ましいということでございます。

そして、一番ポイントとなるが2点ございまして、設置場所ということになります。設置場所につきましては、やはり警察を中心に、阿波市もちろん関係するんですけど、それと市民の代表とかと一緒に設置場所を決めていったらいいのではないかと考えております。

そして、2点目の、撮影されました映像の取り扱いにつきましても、さまざまな法律等がございますので、市民の方にそういったことを周知しながら進めていくというのが一番いいのではないかと考えております。

そして、防犯カメラの運用に際しましては、いろんなものを遵守しながら、予算も伴いますので、計画的に進めることも念頭に入れまして、今後阿波市といいますか、阿波市民の安全・安心を確保するために検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 坂東重夫君。

○4番（坂東重夫君） ご答弁をいただきました。

この事業を実施するためには、さまざまなハードルや関係機関、団体との協議も必要だと考えます。また、予算も伴いますので、まずは事業を実施できる準備をしていただき、計画的に阿波市をさらに安全・安心に市民が暮らせる町にしていただければ幸いです。

今回、防犯カメラの設置については詳細な答弁をいただきましたので、早期設置に向けて取り組んでいただくことを申し上げて、この質問を終わります。

次に、辺地対策事業について2点質問をいたします。

1点目が、辺地の総合整備計画書の進捗状況についてであります。

本市においては、辺地の指定要件に該当する地区は、伊沢谷、大影、奥日開谷の3地区があり、そのうち伊沢谷辺地は、合併以前から継続して辺地対策事業総合整備計画書を策定し、財源としても、辺地債とあって、後年度の元利償還金の80%に相当する額が交付税措置される有利な起債を活用し、年次的に事業に取り組んでいると思います。現在、平成28年度から平成30年度までの3年間の総合整備計画で、一ノ瀬引地線改良舗装工事、延長が400メートル、事業費が8,000万円、うち辺地対策事業債の予定額が8,000万円となっています。本年が最終年となりますが、現計画の進捗状況について質問いたします。

2点目が、今後の辺地の総合整備計画書策定の考えについてであります。

辺地の総合整備計画書の作成については、あらかじめ徳島県知事に協議し、その後に議会の議決を得て計画を定め、これを総務大臣に提出するというフローで、先ほども申し上げましたが、今年が最終年でありますので、今後の定例会において提案されることと思います。整備箇所を選定や優先順位につきましては、地元の意見を十分にお聞きし、また予算も考慮しながら策定していることと思われま。

そこで、整備箇所の一つとして、伊沢谷簡易水道については、昭和55年に供用開始して以来、大規模な更新工事は行っておらず、今後水道管の漏水等により修繕費の増高が予想をされます。また、老朽化による器具等の不具合が頻発し、安定供給に不安があり、喫緊の課題であるという地元の声もありました。このことから、財源的にも有利な辺地債を有効活用するため、辺地の総合整備計画書に掲げ、施設整備をする必要があると思いますが、市はどのように考えているのか、お聞きいたします。

○議長（森本節弘君） 川野建設部長。

○建設部長（川野一郎君） 議長の許可をいただきましたので、坂東議員の一般質問の2問目、辺地対策事業についての1点目、辺地対策事業総合整備計画の進捗状況についてお答えいたします。

辺地とは、交通条件や自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域と比較して、住民の生活文化水準が著しく低い山間地域で、住民の数、学校、公共施設の距離、公共交通機関の状況等の要件が一定の基準に該当する地域をいまして、本市内には阿波町の伊沢谷、市場町の大影、奥日開谷の3地区がございます。このうち、伊沢谷辺地につき

ましては、議員申されましたとおり、辺地対策事業総合整備計画を策定し、平成28年度から平成30年度までの3カ年計画、事業費8,000万円で、市道一ノ瀬引地線延長400メートルの改良舗装工事を進めておりまして、本年度が最終年度となります。

なお、この事業に要する経費につきましては、辺地対策事業債の発行が認められておりまして、毎年度元利償還金の80%に相当する額が地方交付税の基準財政需要額に算入されます。

ご質問をいただいております現計画の進捗状況についてであります。以前の総合整備計画で実施した路線も含めまして、状況についてお答えさせていただきます。

まず、現計画で実施しております一ノ瀬引地線につきましては、本年度実施中区間も含めまして、延長7,716メートルのうち3,800メートルが整備済み、進捗率約49%、以前の計画で実施しておりました立割1号線につきましては、延長2,198メートルのうち1,300メートルが整備済み、進捗率約59%、井出口大久保線については、延長3,234メートルのうち800メートル、進捗率約25%の整備が完了しております。しかしながら、伊沢谷辺地につきましては、徳島県が指定した地すべり危険箇所が多くを占めていることから、工法等の検討が必要であります。また山間部であるために、擁壁等の構造物規模も大きく、工事費が高額となる傾向が見られます。また、用地取得に当たっては、山林の用地測量や境界立会に多くの時間を費やしていることによりまして、計画どおりの事業進捗が図れず、現時点においても未改良区間が多く残っているのが実情でございます。

今後の辺地対策事業につきましては、未整備箇所の関係者の皆様と十分協議を行いながら、現地の状況や概算事業費などを総合的に勘案した上で、整備効果が十分発揮できる箇所での計画策定を進めまして、住民の皆様が安全・安心して利用できる市道整備に向けた事業に取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（森本節弘君） 藤野水道課長。

○水道課長（藤野芳大君） 議長の許可をいただきましたので、坂東議員の一般質問、2、辺地対策事業についての2項目め、今後の辺地対策総合整備計画書策定の考えについての伊沢谷簡易水道の部分について答弁させていただきます。

伊沢谷簡易水道は、計画給水人口350人、1日最大給水量87.5立方メートルの規模で認可を受け、昭和55年に供用を開始しました。主な施設は、水源地と中継槽、真

重、亀底、北久保の3つの配水池です。平成29年度の事業実績は、配水量1万2,719立方メートル、有収水量8,134立方メートルとなっております。給水人口は減少を続け、平成19年度末は192人でありましたが、平成28年度末には102人となっております。総務大臣からの通知により、人口3万人以上の市町村の簡易水道事業は、平成31年度末までに公営企業会計の適用を要請されており、公営企業会計適用となれば、水道料金だけで運営することが原則となり、事業運営に問題が出てくることが予想されます。伊沢谷簡易水道の施設は、日ごろの管理修繕は行っておりますが、大規模な更新工事を行っておらないことから、議員ご指摘のとおり、今後数年間で水道管の漏水等により修繕費が増加することが想定されます。このようなことから、当初予算に調査費を計上し、現在施設の状況調査を行っております。また、水道法の規定により、給水人口が101人以上であれば簡易水道となりますが、伊沢谷簡易水道の給水人口は今後ふえる見込みは低いと考えております。その場合、飲料水供給施設に移行することも考えられます。このように、諸課題を抱えながらも、施設の運用は住民のかけがえのないライフラインであるため、施設の更新など、何らかの対策が必要であると考えております。施設の更新などにつきましては、調査結果に基づき、どのようにすべきか検討してまいりたいと考えています。あわせて、施設更新計画の際には、辺地対策事業総合整備計画書を策定し、辺地債の活用も含め、できる限り有利な財源を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 坂東重夫君。

○4番（坂東重夫君） それぞれにご答弁をいただきました。

1点目の進捗状況につきましては、現計画の一ノ瀬引地線が約49%、以前の計画で実施している立割1号線が約59%、また井出口大久保線については約25%と、未改良区間が多く残っているのが現状でありました。今後の市道整備においては、辺地対策事業の目的を踏まえ、市や地元、用地関係者、一層の連携強化を図るとともに、事業推進に向け工夫を凝らし、安全で安心して利用できる市道整備に向け取り組んでいただくことを要望しておきます。

2点目の伊沢谷簡易水道の計画につきましては、公営企業会計への適用、また今後の給水人口により飲料水供給施設への移行など、さまざまな課題がありますが、地元の意見を反映した、財源効果のある安全で安心したライフラインの構築をお願い申し上げ、この項についての質問を終わります。

次に、国民健康保険事業について3点質問をいたします。

1点目が、今回の税率改正の経緯、法改正に伴う影響についてであります。

この国保税率については、本年4月から国民健康保険の運営主体が市町村から県に移管され、これまでは市町村が国保被保険者の1年間に必要な医療費等の支出見込み額から国や県の補助金等を差し引いた総額を基準に税率を決定していましたが、制度改正によりまして、県が市町村ごとの医療費や所得水準に応じた標準保険料率を設定し、それを参考に市町村が決定するとされています。新聞報道によりますと、阿波市の1人当たりの平均保険税額は、現行の9万7,429円から9万382円と、7,047円、率にして7.2%の減額となっています。県内で、阿波市を含めた4市3町村が30年度分からの税率改正を行っている状況であります。このような状況下、標準保険料率を基準に、本市の国民健康保険税率の検証をどのように行い決定されたのか、また地方税法施行令の一部改正により、医療分の課税限度額の引き上げと5割、2割軽減判定基準も改正されていますが、その影響について、あわせて質問をいたします。

次に、2点目が、医療費の状況と今後の見込みについてであります。

医療費水準の大小が保険税率に直結するため、今後の負担に大きく影響すると考えます。全国的に、近い将来超高齢化時代に突入すると言われ、2025年には団塊の世代が後期高齢者になるため、医療費の急増が予想されます。このような中、本市の医療費の状況と今後の見込みについて質問をいたします。

3点目が、医療費適正化事業への取り組みについてであります。

本市は、平成25年度より高医療費市町村に指定され、さまざまな事業を展開し、医療費削減に努めていることと思います。平成28年度国保だよりによりますと、阿波市の一般被保険者の入院、入院外の1人当たりの診療費は、全国平均の約1.3から1.4倍高くなっています。生活習慣病と言われる糖尿病や高血圧などの治療が主な要因となっています。医療費抑制に向け、どのような事業に取り組み、どのような効果を上げているのか質問をいたします。

○議長（森本節弘君） 三浦市民部長。

○市民部長（三浦康雄君） 議長の許可をいただきましたので、坂東議員の一般質問、3番目、国民健康保険事業についての1点目、今回の税率改正の経緯、法改正に伴う影響についてから3点目の医療費適正化事業の取り組みについてまで、順次答弁させていただきます。

ご質問の1点目、今回の税率改正の経緯、法改正に伴う影響について答弁させていただきます。

今回の税率改正の経緯につきましては、議員もご承知のとおり、本年4月から国民健康保険の運営主体が、市町村から都道府県へ移管されております。保険税の決定については、県が市町村ごとの医療費や所得水準をもとに、本年2月に県内市町村ごとの標準保険料率を試算、公表し、これを参考に、各市町村が本年度の税率を決定しております。本市におきましても、県の試算値とこれまでの国保事業の収支をもとに試算を行い、本年2月の第1回定例において議決いただきまして、税率を改正したところでございます。この改正により、加入者1人当たりの平均保険税額を7.2%減額しております。

次に、今回の法改正に伴う影響ですが、本年4月に国の税制改正があり、医療分の課税限度額が、これまでの54万円であったものが、4万円増額の58万円となり、高所得者の方には負担がふえることになりました。一方で、所得の低い世帯に対する国保税の減額措置の判定に用いる1人当たりの判定所得が、5割軽減判定で5,000円引き上げられ、また2割判定では1万円引き上げられており、低所得層に対する措置が手厚くなっております。

次に、2点目の医療費の状況と今後の見込みについてでございますが、本市の国保加入者数は、平成28年度末現在9,403人で、平成26年度末の加入者数1万18人と比較いたしますと、615人の減となっております。近年加入者は年々減少しております。一方、医療費については、平成26年度決算で29億3,800万円、28年度決算で約29億8,600万円と、約4,800万円の増額となっております。加入者数は減少しておりますけれども、医療費は増加しているのが現状でございます。

疾病の原因といたしましては、生活習慣病が多く、この病気は初期症状において自覚症状がないまま病状が進み、重症化しやすい疾病でもあります。早期に健診を受診することにより、自身の健康状態を知っていただくことが予防や治療、そして症状の改善につながるものと考えております。

次に、今後の医療費の見込みにつきましては、2025年には5人に1人が75歳以上、また3人に1人が65歳以上と、全国的に高齢化が進むものと予想されており、介護や医療費の急増による2025年問題が懸念されております。本市においても、同様の状況となることが推測され、医療費がさらに増加するのではないかと考えております。今後におきましても、引き続き病気の早期発見、早期治療に向けた特定健診の受診の推進や後

発医薬品の利用促進等、医師会や医療機関等、関係者の方々のお力をお借りしながら、医療費抑制のため、さらに努力を重ねてまいりたいと考えております。

最後に、3点目の医療費適正化事業の取り組みについて答弁させていただきます。

医療費適正化事業につきましては、国の5カ年ごとに策定されます医療費適正化計画に基づき実施されており、今年度が第3期のスタートとなっております。この計画は、少子・高齢化が進む中、適切な医療費の水準を保つことを目的として、特定健診や特定保健指導の推進強化、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少、医療機能の強化連携、そして後発医薬品の使用促進等に関する事業を推進するものでございます。

本市の医療費適正化事業の取り組みといたしましては、生活習慣病に起因する疾病の早期発見、早期治療とともに、重症化予防を目的とした各種検診、特定健診や特定保健指導にも積極的に取り組んでおります。特に、特定健診の受診率では、平成26年度は県下で17位の32.8%でございましたけれども、平成28年度には14位の37.2%まで上昇しており、事業の成果があらわれてきたものと考えております。

次に、健康づくり事業といたしまして、代謝アップ体操教室や運動教室などを開催し、同時に食事の塩分濃度測定や健康相談も行い、日ごろの健康づくりや運動習慣のきっかけづくりとなりますよう、関係部局と協力しながら事業推進に取り組んでおります。また、重複受診者に対する訪問指導やパンフレットの送付、ジェネリック医薬品の差額通知など、医療費の適正化や削減にも取り組んでおります。さらに、本年7月より、新規事業として、阿波市健康ポイント事業を実施いたします。この事業は、市民の健康づくりのきっかけとなる運動習慣や健康習慣を定着させ、健康寿命を高めることを目的として、市民の方が各種検診や健康づくりの活動等に参加した場合、それぞれに設定されているポイントを獲得いたします。特に、人間ドックやがん検診、特定健診を受けることが必須項目となっており、これらの参加ポイントを一定以上ため、応募、抽せんの結果、阿波市特産認証品を贈呈いたします。初めての取り組みではございますけれども、多くの市民の方々に参加していただきたいと思っております。

今後におきましても、関係機関や関係部局と緊密に連携しながら、医療費適正化事業を積極的に展開し、市民の皆様の健康維持に努めてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 坂東重夫君。

○4番（坂東重夫君） 順次答弁をいただきました。

運営主体が徳島県に移管され、運営規模が拡大し、事務効率が向上することが期待できますが、全国的にも非正規雇用や無職の方など、所得水準の低い加入者が増加しているとともに、高齢者の割合も高いなど、構造的な問題から、国保財政も厳しい状況が続くことが予想されます。今後においても、県や関係部局の一層の連携を図りながら、円滑な事業運営に向けた取り組みを推進していただきますようお願い申し上げ、私の全ての質問を終わります。

○議長（森本節弘君） これで4番坂東重夫君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（森本節弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番藤本功男君の一般質問を許可いたします。

藤本功男君。

○5番（藤本功男君） 議席番号5番の藤本功男です。初めて発言する機会をいただきました。精いっぱい頑張ろうと思います。どうぞよろしくをお願いします。

今回の私の質問のテーマは、阿波市の防災体制と対策についてです。

今、大災害の危機が叫ばれています。中でも、南海トラフ巨大地震は、政府の地震調査委員会の予測によれば、今後30年以内にマグニチュード8以上の発生確率が70%から80%程度であると言われております。昨日、土木学会から提言された推計によりますと、建物などの損壊や20年に及ぶ経済低迷などによって受ける損失は1,410兆円となり、日本が最貧国の一つになりかねないと提言しておりました。また、昨年県が発表した中央構造線断層帯を震源とする直下型地震では、阿波市では最大震度7の揺れと同時に、液状化による甚大な被害が予想されています。阿波市では、死者180人、全壊焼失家屋2,800戸、避難所での生活者は5,200人と、南海トラフ巨大地震を超える被害想定数となっています。また、気象庁は、2013、平成25年8月30日から警報の基準をはるかに超える現象に対して特別警報の運用を始めました。特別警報が対象とする現象は、1万8,000人以上の死者、行方不明者を出した東日本大震災における大津波や我が国の観測史上最高の潮位を記録し、5,000人以上の死者、行方不明者を出した伊勢湾台風の高潮、紀伊半島に甚大な被害をもたらし、100人近い死者、行方不明者を

出した、2011、平成23年台風12号の大雨等が該当します。しかし、近年特別警報が毎年のように発令されています。2013、平成25年9月の台風18号による大雨、京都府、滋賀県、福井県、2014、平成26年7月には、沖縄への台風8号の影響で、また昨年は九州北部豪雨で発令と、その被害が生々しく記憶に残っています。このような自然の脅威に対し、私たちは明日は我が身、我が町と、危機感を持って災害に対する備えと災害が起こっても被害を最小限度にとどめる対応力を身につけることが喫緊の課題となっています。

そこで、まず次の3点に絞って質問をさせていただきます。

まず1点目は、市民が求める防災、災害情報を今後どのように整備し、発信していくのか。防災・減災の市民ニーズに即した情報の整備、ホームページなどの内容の充実と工夫、改善、発災時における必要とされる情報をリアルタイムにどのような手段で伝えていくのか。

2点目は、今後地域の自主防災組織をどのように拡充、発展させていくのか。各自治会や小学校区自主防災組織連合会の活動が停滞していることを懸念しておりますが、打開策はあるのでしょうか。

3点目、避難所の整備とともに、災害備蓄計画をどのように進め、備蓄内容をどう充実していくのか。

以上、3点についてお答えをお願いしたいと思います。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 議長の許可をいただきましたので、藤本議員からの阿波市の防災体制、対策についてのご質問の1点目から3点目まで順次お答えを申し上げます。

まず1点目の市民が求める防災、災害情報を今後どのように整備し、発信していくのかのご質問にお答えを申し上げます。

市民の皆様へ提供しております防災情報や災害に関する情報は、防災に関する意識改革を図り、備えや地域防災力を向上させるために極めて重要であると考えております。そのため、本市におきましては、現在ホームページに地域防災計画や国民保護計画、防災マップや指定避難所の情報など、防災及び災害に関する情報を掲載をしているところであります。今後は、災害時はもとより、平時におきましても、幅広い世代の方に防災・減災情報が身近になるよう、見やすく、利用しやすいホームページ画面に改善を行い、防災意識の

高揚と市民の行う自助、共助につながるよう努めてまいりたいと考えております。

また、災害時においては、リアリティーな情報提供が重要であり、市民の皆様方の不安を払拭するため、正確な情報提供が欠かすことのできないものと考えております。そのため、特に緊急性を有する情報につきましては、既存のネットワーク網を利用し、屋外拡声器や音声告知機による即時配信するように努めてまいります。既存のネットワーク網が断線した場合には、国、これは四国総合通信局の保有するものですが、臨時災害放送用機器によりまして、市役所庁舎を基地局としたFMラジオ放送でリアルタイムに必要な情報を発信をいたしまして、市民の不安感の払拭や生活支援を行ってまいりたいと、このように考えております。

次に、2点目の今後地域の自主防災組織をどのように拡充、発展させていくのかのご質問にお答えを申し上げます。

防災・減災におきましては、市及び防災関連機関、市民が一体となった総合的な防災・減災体制の整備が必要であると考えており、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の教訓から、自助、共助の重要性が認識をされたところであります。これらを踏まえ、平成25年12月に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が制定されまして、地域防災力の強化が求められるようになりました。本市では、自治会長などを通じて、自主防災組織の結成をお願いをしており、本年3月末現在1万5,294世帯中、自主防災組織に加入をしている世帯は1万3,263世帯で、その結成率は86.7%となっております。また、小学校区ごとの連合会は、10校区中3校区の連合会が現在結成をされております。自主防災組織が行う防災訓練等につきましては、やったことのないことは災害時においても行えないという認識のもと、より多くの市民の方に体験し、体得していただくことが重要と考えており、市民の方の訓練への参画意識の啓発や訓練内容の創意工夫及び関係機関の招致等、積極的に支援し、多くの市民の方が楽しみながら訓練に参加できるよう、その取り組みを図ってまいりたいと考えております。今後におきましては、10校区全ての連合会が結成できるよう、さらに自治会長や防災関係機関の出身者、地域の防災士などに粘り強く自主防災組織の必要性や重要性をご説明し、ご理解をいただけるよう努力してまいります。

次に、3点目、避難所の整備とともに、災害備蓄計画をどのように進め、備蓄内容をどう充実していくかのご質問についてお答えを申し上げます。

市の指定する避難所は、本年3月末現在、福祉避難所を含め37カ所ありますが、そ

のうち耐震化されていない指定避難所は、八幡公民館と大俣公民館の2カ所で、これらの施設につきましても、本年度に耐震診断を終え、来年度中に耐震改修を完了する予定としております。

本市では、平成29年2月、阿波市地域防災計画の改定に合わせ、標準的な施設をもとに、避難所運営マニュアルを改正いたしました。避難所運営におきましては、みずからその配置や決まり等、避難者の皆さん方で話し合う場を持つことによりまして、限られた環境のもと、大きなストレス等を軽減できるものと考えております。

次に、備蓄品につきましては、昨年7月、中央構造線断層帯地震による被害想定が公表されまして、先ほど議員からもご案内ございましたけれども、南海トラフ巨大地震の被害者総数は約5,200名というふうなことで、大変多くの避難者数という想定がされてございます。これに対応するために、昨年度新たに備蓄品整備計画を改正いたしまして、食糧や生活物資等を平成34年度までに備蓄できるよう年次計画的に進めてまいります。

なお、備蓄場所につきましては、発生時の状況に合わせ柔軟に対応ができますよう、阿波、市場、土成、吉野の4地区に備蓄倉庫を整備し、食糧や毛布、生活必需品などを保管してまいります。一方、現在市で指定をしております避難所は37カ所ありますが、その全ての避難所に備蓄品を保管する場合、備蓄品には食糧等が含まれているため、備蓄倉庫を整備する必要がございます。全ての避難所に備蓄倉庫を整備する場合は、衛生面において十分な注意が必須となりますので、管理に対しまして課題があると、このように現時点では考えてございます。そのため、備蓄品を保管場所から各指定避難所に運搬するための防災リアカーや資機材運搬車の装備、さらには発災時における避難所外避難者用テントについて提供いただける関係事業者との協定等締結に向けた検討を今後進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 藤本功男君。

○5番（藤本功男君） 防災で非常に大切なことの一つは、情報です。それも、市民が必要とする正確な情報が簡単に手に入ることです。その意味で、ネット社会にあって、ホームページの果たす役割は非常に大きいと思います。ところが、阿波市のホームページを開いてみてください。市民にとって必要な情報がすぐに手に入るでしょうか。例えば、避難所情報です。それはどこにあるのか。なるほど、地域防災計画がアップされておりますので、その中から探せばいいのです。（計画書を示す）ところが、すぐには見つかりませ

ん。地域防災計画の、それも資料編の135ページに小さく載っています。そこに行き着くには、とても手間と時間がかかります。その点、徳島市や鳴門市のホームページは、ホームの「防災」をクリックすれば、すぐに避難所の情報が手に入ります。少なくとも、阿波市よりも格段に細かく情報が整備されていますし、入手しやすい。つまり、市民目線に立った情報提供がなされています。今後、阿波市もホームページの工夫改善について一層の努力をお願いしたいと思います。

次に、災害が発生したときのリアルタイムの情報の入手についてです。

答弁では、屋外拡声器や音声告知機、さらには国の保有する臨時災害放送局用機器によりFMラジオ放送で対応するという事なので、少し安心いたしました。今後は、スマホ時代でありますので、SNS、つまりツイッターやフェイスブック、ラインなどのアカウントを取得整備して、迅速な災害支援ができる防災システムの構築に努力していただきたいと思います。

2つ目に、自主防災組織について答弁いただきました。

おっしゃるとおり、地域防災力の強化が今求められています。2年前の熊本地震でも、公、公の力、つまり公助が効果を発揮するまでには時間がかかりました。やはり基本は、自分の命は自分で守る自助と隣近所で助け合う共助です。しかし、発災時にいきなり命を助け合うのは難しい。だから、日ごろのつながりや訓練が必要です。隣近所に誰が住んでいて、お互いどんな支援を必要としているのか、そういったことを日ごろから話し合い、組織をつくり、訓練によって効果的な力が発揮できるように備えておく、まさに備えあれば憂いなし、地域のきずなが命を救うことの具現化が必要なのです。

先ほど、自主防災組織の結成率は86.7%という数字がありましたが、これを早く100%にすると同時に、共助の力が反映されるような、中身のある組織と訓練内容が求められます。10ある小学校の自主防災組織連合会の組織も5年たちましたが、10分の3です。早く、全ての小学校区の結成が整い、お互い切磋琢磨しながら、阿波市の防災力を高めることが望まれます。

私の所属する林小学校区も、先日6月3日に約400名の参加者を得て、避難所運営の防災訓練を行いました。地域の人々は地域で守るを合い言葉に、住民の皆さんのご理解、ご協力を得ながら、地域防災力を高めています。危機管理課や西消防署には、並々ならぬご支援をいただきました。その意味で、公の力は欠かせません。今後も、公の支援と強い働きかけで、自主防災組織がさらに拡充、発展することを期待します。

次に、3つ目の避難所の整備と災害備蓄計画について答弁をいただきました。

阿波市では、5つの福祉避難所を含めて37の指定避難所があります。2つの公民館を除いて、耐震化もでき、バリアフリー化やWi-Fi機能の整備等も進められています。しかし、トイレの洋式化や個別の避難所マニュアルの整備など、残された課題がたくさんあります。

日本の避難所は、先進諸国では三流、世界標準のスフィア基準からも大変おくれているという指摘があります。スフィア基準というのは、人道支援の現場においてどのような状態が満たされているべきか、そのような問いに対して、人道NGOが策定した基準がスフィアスタンダードです。具体的には、人間の生命維持に必要な水の供給量、食糧の栄養価、トイレの設置基準や男女別の必要数、避難所の1人当たりの最少面積、保健サービスの提供内容などです。東日本大震災や熊本地震での避難所の様子を見ても、快適な避難所の生活とはほど遠く、苛酷の一言に尽きるような状況が、これでもかと放映されました。個々の避難所における水、食糧、毛布、簡易トイレ、発電機などの備蓄は、備蓄倉庫の整備など、予算面での課題が多い。阿波市では4カ所の拠点となる場所に備蓄倉庫を整備し、集中管理しているということです。しかし、本当に大きな災害が起こった場合、拠点備蓄場所からの輸送はスムーズにいくのでしょうか。個々の避難所の運営マニュアルも未整備と、本当に住民の命と安全を守ることができるのか、不安は尽きません。ある小学校の校長は、「学校が避難所になっていても、備蓄品はないし、避難所の運営もはっきりしていないので心配です」と言います。今後、中・長期計画のもと、一つ一つの課題をクリアして、安全・安心な対策が進むことを願っています。

次は、再問として、学校における防災教育についてお伺いします。

東日本大震災の津波で宮城県石巻市の大川小学校では児童ら84人が犠牲となりました。先日出された仙台高裁判決では、市教育委員会や学校の責任が問われました。私たちは、この判決を真摯に受けとめる必要があります。

そこで、学校における防災教育の現状と課題、そして今後どのような内容に力点を置いて防災教育を推進していくのか、教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（森本節弘君） 坂東教育長。

○教育長（坂東英司君） 議長の許可をいただきましたので、藤本議員からの再問、学校における防災教育の現状と課題、そして今後どのような内容に力点を置いて防災教育を推進していくのかについてお答えをいたします。

学校における防災教育は、安全教育の一環として行われるものであります。地震など、災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて的確な判断のもとにみずからの安全を確保するための行動ができるようにすること、災害発生時及び事後に進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようにすること、さらに自然災害発生メカニズムを初めとして、地域の自然環境、災害や防災についての基礎的、基本的事項が理解できるようにすることなど、児童・生徒などに防災対策の基礎を培うものであります。各学校においては、地域の特性や児童・生徒の実情に応じた防災教育をすることが求められております。現在、市内全ての学校において、地域の実態に合わせた学校防災計画が策定されておまして、各教科や総合的な学習の時間、特別活動などにおいて、年間を通じて指導すべき内容を整理して、系統的、体系的な安全教育、防災教育を実施しております。具体的な内容として、過去の災害や先人に学ぶ学習、地域の避難標識の確認や防災施設を知る学習、地域防災マップづくりなどの取り組みを実施しております。善入寺島の災害から学ぶフィールドワークを実践している学校もあります。

避難訓練についてですが、各学校では、地震や火災を想定した避難訓練が多く、全ての学校で実施をしております。また、中には、水害を想定して訓練を行っている学校もあります。さらに、避難訓練の折には、子どもの引き渡しもあわせて行い、直接保護者を確認しながら手渡す訓練を行っているケースも多くあります。

避難訓練のあり方として、管理職以外の教職員や児童・生徒に予告なく行うものや緊急地震の速報を活用するもの、また家庭や地域の自主防災組織、消防署などと連携するなど、実践的な訓練手法を浸透させるなど、各学校や児童・生徒の実態に合わせた実践的な取り組みを一層推進できるようにしてまいりたいと考えております。

今後の防災教育についてですが、学校防災計画が絵に描いた餅にならないように、学校防災計画を毎年見直すとともに、地域の歴史や自然環境を学び、ふるさと阿波市を愛する児童・生徒を育成することが、おのずと防災教育に結びつくものであるという認識で進めていく必要があると考えております。

子どもたちの安全確保は、教職員の責務であります。安全を確保するための環境整備を図るとともに、子どもたちみずからが安全に行動する資質や能力を今後とも育成してまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（森本節弘君） 藤本功男君。

○5番（藤本功男君） 私は、学校の防災教育においても、その基本は、自分の命は自分で守る子どもの育成であると考えています。学校での集団での学習や訓練は欠かせない重要なことです。しかし、一年365日、教師や大人の保護のもとで子どもが生活している時間には限りがあります。地震や大雨、洪水、土砂災害などのメカニズムを理解すること、地域の危険な場所がどこなのかを知ること、危機に際し、どういった判断や行動をとらなければいけないのか体で覚えること、避難リュックやヘルメットなどの備えをすることなど、まさに生きる力の育成こそが求められています。また、中学生であれば、助けられる人から助ける人へ、共助に向かう力の育成も必要ではないかなと考えます。

先ほどの石巻市の例とは逆に、東日本大震災での釜石の奇跡は有名です。釜石では、あの大津波の中、99.8%の児童・生徒が生き延びたからです。しかし、釜石の防災教育にかかわっていた片田敏孝教授は、それは決して奇跡ではないと言います。そこには、人が死なない防災教育という裏づけがあったからです。釜石で伝えた避難の3原則は、1つ、想定にとらわれるな、1つ、最善を尽くせ、1つ、率先避難者たれの3つです。ここには、防災に対する深い思想があるような気がします。先ほどの答弁の中にも、ふるさと阿波市を愛する児童・生徒を育成することとありましたが、片田教授も、大いなる自然の営みに畏敬の念を持って、行政に委ねることなく、自分の命を守る主体者たれと子どもたちに迫ったと言います。学校教育において、子どもの命を守ることは最優先課題です。今後とも、教育長が先頭に立って、学校の防災教育のさらなる進化にご尽力いただくことを強く求めたいと思います。

最後に、再々問です。

私の今日の質問のテーマは、阿波市の防災体制、対策についてです。行政のトップとして、市長、市民を守る首長として、市長の災害に強いまちづくりについての基本的なお考えをお聞かせください。

○議長（森本節弘君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 藤本議員からは、災害に強いまちづくりについて、市長の基本的な考えについてという質問をいただきました。答弁を申し上げます。

1995年1月17日、平成7年ですけれども、このときに発生した阪神・淡路大震災から、我が国日本列島は地震の活動期に入ったと言われているところでございまして、記憶に新しいところでは、東日本大震災、それから去年、おとどしの平成28年の熊本地震が発生しております。

本市におきましては、南海トラフ巨大地震や市内を横断するように走る中央構造線・活断層帯を震源とする地震の被害想定では、多数の家屋の倒壊が危惧されているところがございます。これらの危険予測に対応しまして、大規模自然災害への対応力の強化を図るため、ハード、ソフトの両面におきましてさまざまな施策を推進しているところでございます。

まず、ハード面の整備につきましては、情報集約、緊急対応のかなめとなる市本庁舎に加えまして、支援物資や災害ボランティア受け入れ基地としての機能を持ちます、交流防災拠点施設アエルワ、災害時の食糧供給を考慮した機能を持ちます学校給食センターを集約して整備するとともに、その周辺には、道路の寸断時の物資、負傷者の搬送を考慮しましたヘリポートや、ライフラインの寸断を想定し、市民約4万人の飲料水を3日以上確保できる能力を持つ、容量1,500トンの耐震性貯水タンクを配置することで、市民の安全と安心を守る拠点としての機能を揺るぎないものとしているところでございます。

また、今回の水道事業の予算の中で補正予算計上をお願いしております阿波町の北正広におきましても、容量3,000トンの耐震性貯水池の設置を平成35年度までに建設を計画しているところでございます。

これらに加えまして、発災後速やかに仮設住宅の建設に着手できるよう、吉野、土成、市場旧庁舎の跡地を防災広場に再整備し、阿波につきましては、旧阿波町役場跡地や北柴生団地の解体後の跡地をいずれも仮設住宅建設用地として確保し、南海トラフ巨大地震を迎え撃つ体制を整えているところでございます。

また、ソフト面におきましても、自助、共助、公助の強化を目的とした取り組みを加速しておりまして、その主なものとしましては、自主防災組織の活性化、2点目に救援機動隊の結成とハイパー消防団の認定、3点目に各種団体との連携体制の構築であります。

まず、1点目の自主防災組織の活性化につきましては、自治会を単位とする自主防災組織の結成を進めるとともに、各組織間の協力体制を構築し、避難所運営の円滑化が可能となるよう、自主防災組織の連合化を推進しているところでございます。

次に、消防団に関する項目におきましては、市職員による救援機動隊を組織し、迅速かつ柔軟な救援活動を行う体制づくりを実施しております。また、熊本地震等での救援活動におきまして、地元の消防団が多大な貢献を果たした事例を参考にしまして、消防団員の中から重機操作等の特殊技能を有する団員、地域の地理に精通する者をハイパー消防団員として自然災害の対応力強化を図っているところでございます。

さらに、各種団体との連携体制の構築に関しましても、大規模災害時における医療救助活動や福祉避難所の開設等に関しまして、関係機関、団体との協定締結を進めまして、被災者支援ネットワークの広域化を図っているところでございます。特に、福祉避難所につきましても、高齢者や障害者を対象として、民間の福祉施設等と協定を結びまして、その確保に努めておりますが、現在進めております認定こども園を乳幼児や妊産婦の福祉避難所として活用できるよう、事業者と協働し、取り組んでいく予定としております。

このように、本市では、発災が予想される災害を迎え撃つ、ハード、ソフト面、両面での防災対策を計画的に推進し、市民の皆様の安全と安心のため、災害に強いまちづくりに全力を尽くしてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 藤本功男君。

○5番（藤本功男君） ハード、ソフト両面にわたって災害に強いまちづくりをしていること、よくわかりました。

旧庁舎の跡地を防災公園として整備し、仮設住宅建設用地の確保につなげることや認定こども園を乳幼児や妊産婦の福祉避難所として活用することなど、先を見据えた施策が進んでいることも知ることができました。

私は、災害に強いまちづくりの基本は、住民一人一人の防災意識の高まりと防災力の向上と同時に、日ごろからの隣近所につき合いや助け合い、つまり市民のつながりだと思います。この自助と共助がしっかり結びつくことが重要です。また、行政と住民の連携、協働、ともに協力し働くことも欠かせません。その意味で、先ほどの市の施策、市の一方的な考えで進めるのではなく、必ず住民参加という理念と実態を欠いてはいけないと思います。今後とも、市長には、災害に強いまちづくりの先頭に立っていただくとともに、私たち市民も防災を切り口として、市民生活を向上させるために、生活の隅々でつながり、市民パワーを高めていかなければなりません。私もその一人となることをお誓い申し上げまして、私にいただいた時間を閉じたいと思います。ありがとうございました。

○議長（森本節弘君） これで5番藤本功男君の一般質問が終了いたしました。

次に、6番笠井安之君の一般質問を許可いたします。

笠井安之君。

○6番（笠井安之君） 6番笠井安之、議長の許可をいただきましたので、一般質問を始

めさせていただきたいと思います。

なお、市議会当選後、今回が初めての一般質問でございますので、不手際や勉強不足等がありまして、皆さんにご迷惑をおかけするかもしれませんが、お許し願いたいと思います。

さて、今回の一般質問におきましては、阿波市の農業振興と担い手の確保策に絞ったものとさせていただきたいと思います。

阿波市農業は、北は阿讃山脈から広がる扇状地により、南は吉野川まで南面傾斜の日当たりのよい温暖な気候に恵まれた立地条件を生かした、県下一の農業地帯であり、京阪神地域の生鮮食料品基地としての地位を確立しているところは承知するところでございます。

昭和20年代までは、吉野町の板名用水や記念大正用水、また市場町の岩滝用水など、古くは、江戸時代や明治時代から稲作から行われていた一部の地域を除いては、養蚕や甘藷、葉たばこなどの畑作が中心に農業が行われておりました。眼下に吉野川を見ながら、その水を容易に利用することができない状態にありました。その後、昭和30年の阿波用水事業の完成により、阿波町林地区から土成町の宮川内谷川までの農業は一気に水田を主にした農業へと変化し、まさに昭和40年代は稲作農業最盛期となってまいりました。それから平成元年の吉野川北岸農業用水完成により、用水の安定供給が可能となったことにより、阿波市は、多種多様な農産物が栽培可能となりました。しかしその反面で、米作は生産量過剰により生産調整により減反を強いられるとともに、価格低下による農家の米作離れや高収益作物の減少から後継者不足に拍車がかかることとなりました。また、本年度からは減反政策の廃止が行われますが、阿波市においては、米の作付面積に余り変化がない状況だと感じておるところでございます。

近年、消費者が生産者に望んでいるのは、安全・安心な農産物であり、おいしい農産物であります。現在、阿波市の農産物は、吉野町のレタスのように独自ブランド力を発揮しているものもありますが、ほとんどの農産物は、とくしまブランドとして京阪神地域を中心に出荷されております。徳島県下一の農業立市を目指す阿波市としては、阿波市ブランドの確立が必要であり、市はもとより、JAや関係各位、各団体各位のご努力をお願いしたいところでございます。

阿波市には、従来から地域に適した農産物が多種にわたって栽培されてまいりましたが、地域特性とされる自然環境に恵まれた風土による、何でもつくれる土地柄ゆえに、他

地区にはできない特色ある農産物はそう多くない状態であります。そんな状態の中、レタス、トマト、ブロッコリー、ナス等、13品目が年間販売実績額1億円に達する成果を発揮できていることは、関係機関のご努力のたまものと思っております。これらの農産物を初めとした阿波市のいいものとして、阿波市ブランドの構築のためPR活動を推進していくべきと考えております。

そこで、まず1番目に新規就農者のための技術向上を目指す相談所の設置と農業アドバイザーの委嘱についてお伺いしたいと思います。

阿波市の農業従事者は、多分に漏れず、後継者不足による高齢化が進み、10年、20年後の本市農業を考えると、非常に暗い影を落としております。この現状は、日本全国どこでも抱えている問題だと思っておりますが、阿波市においては少しでも改善できるように、行政とJA、地域住民が一体となって取り組んでいかねばなりません。若者が農業に興味を持って、一度頑張ってみようと思っても、何をどのようにつくればいいのか、どのように販売すればいいのか、どうすればもうかるのかなど、不安がいっぱいございます。そして、この質問や不安を新規農業者はどこの誰に相談すればいいのか全くわからないわけがあります。そこで、行政やJAが中心となって、新規農業者の相談に乗っていただける相談所があれば安心できるのではないかと考えております。そして、その相談所を利用した新規農業者が、SNSなどを通じて、阿波市で農業を始めればすばらしいサポート体制があり、安心して農業に取り組めるという声を全国に発信することにより、一人でも多くの農業者が阿波市に移住し、担い手不足の解消に一助いただけるのではないかと考えております。

昔から、各地域には地域のリーダーがいろいろな相談に乗ったり、農業の指導をされておりましたが、近年では地域の結びつきも少し薄れてきておまして、個々が独自に問題や疑問を解決していかなければなりません。特に農業においては、長年の経験が必要な職業であるため、そういったリーダーのアドバイスが農業経営のためには必要だと思いますので、理事者のご意見をお伺いします。

2番目といたしまして、農業従事者の高齢化に伴う担い手不足解消についての質問をさせていただきます。

農業従事者の高齢化問題は、日本農業が抱える共通の問題であります。農業後継者不足による農業従事者の高齢化は、耕作放棄地による農地の荒廃を誘発し、鳥獣被害と合わせて、耕作面積の減少が急速に進んでおります。市は、第1次阿波市農業振興計画におい

て、集落営農組織の設立を重点課題の一つに上げ推進してこられました。現在のところ、市内には2カ所しか組織が設立されていない状況だとお聞きしております。この普及しない原因の究明が急務だと考えております。また、農地中間管理機構を介した農地の貸し借りについても、目を見はる結果があらわれていない状況であります。まだまだ関係者への説明が必要だと思っております。農業者の農地に対する愛着は理解できる場所ではあります。農地の善良な維持管理を推進するためには、農業者のご理解をいただき、農業生産意欲のある担い手に耕作をお願いすることが、阿波市農業の発展には重要でないかと考えているところでございますので、担い手不足解消に向けた担当部長のお考えをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（森本節弘君） 阿部産業経済部長。

○産業経済部長（阿部芳郎君） 議長の許可をいただきましたので、笠井安之議員の一般質問1点目の新規就農者の技術向上を目指す相談所の設置と農業アドバイザーの委嘱ができないかというご質問と2点目に農業従事者の高齢化に伴う担い手不足解消のための方策についてですが、関連がございますので、一括してご答弁させていただきます。

本市では、県下の例を見ない、市単独の活力ある阿波市農業振興事業を創設し、農業振興を図り、現在では、JA系統で17品目の野菜が県下第一の出荷高を誇っております。しかし、本市の販売農家数は、農林業センサスによりますと、平成17年に3,000戸を超えておりましたが、平成27年には2,400戸と減少しており、うち後継者がいる農家は約48%となっております。また、農業従事者の平均年齢も4歳上昇し67歳と、高齢化が進んでおります。このようなことから、新規就農者を初めとした次世代の担い手の育成、確保が急務となっております。

そこで、先に2点目の農業従事者の高齢化に伴う担い手不足の解消のための方策についてご答弁させていただきます。

本市では、新たな担い手の確保といたしまして、新規就農者の育成、集落営農の推進や第1次産業関連の企業の誘致などに努めているところであります。現在取り組んでいる本市独自の新規就農者の育成策を3点ほどご説明させていただきます。

1点目として、徳島県が新たに農業を志す方を対象に、実践的な技術の取得をしていただくためのとくしま就農スタート研修事業を実施しておりますが、その研修修了後、本市で農業を行う方で45歳未満の方を対象に、上乘せ助成である阿波市就農スタート研修事業を昨年度から展開しております。

次に、2点目は、青年等就農計画の認定を受けた新規就農者に対して、園芸用施設整備や農業機械の導入等を支援する阿波市新規就農経営安定支援事業を実施し、新規就農者の所得向上や経営の安定化を図っているところであります。

3点目として、今年度県外から移住した2名を地域おこし協力隊員として任命し、本市の農業を活性化させる新たな担い手として成長していただけるよう期待をしております。

また、国の制度も活用し、平成24年度から担い手の確保として、原則45歳未満の新規就農者を対象に、年間最高で150万円を最長5年間交付する農業次世代人材投資事業を展開しております。その結果、現在この制度を活用して、46名の新規就農者が誕生しております。そのほかにも、本年1月に吉野川農業支援センターを中心に設立された阿波吉野川新規就農者支援協議会とも連携を図り、組織的に新規就農者の確保、育成に向けた強化、支援の推進に取り組んでまいります。

今後とも、国、県の制度の活用や本市独自の取り組みを行い、担い手不足の解消に努めてまいります。

次に、ご質問の1点目の新規就農者のための技術向上を目指す相談所の設置と農業アドバイザーの必要性についてのご質問になりますが、先ほどご説明申し上げました、国の制度であります農業次世代人材投資事業の交付対象者となっている新規就農者に対して、平成29年度から経営、栽培技術、営農資金の確保、農地確保の各課題に対応できるよう専属の担当者を決め、一定期間栽培技術や経営確立に向けた指導、相談などのサポートを実施しております。また、徳島県が実施主体の新規就農者が抱える営農上の各種問題や地域コミュニティとの関係構築を指導農業士などがマンツーマンで指導する、新規就農チューター支援事業なども活用しながら、新規就農者の農業技術の向上と就農定着を確実なものにしたいと考えております。新規就農者の農業技術の向上を図るには時間がかかると思いますが、徳島県やJAと連携を図り、サポートをしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 笠井安之君。

○6番（笠井安之君） ただいま農業従事者の高齢化に伴う担い手不足解消のための方策について、阿部産業経済部長より、新たな担い手の確保として、新規就農者の育成、集落営農の推進、それから第1次産業関連企業の誘致などに努めるというご答弁をいただきました。

担い手の確保策といたしまして、新規農業者の育成について3点の取り組みをお示しい

いただきました。

1点目の徳島県が実施するとくしま就農スタート研修事業に上乘せ助成策として、阿波市就農スタート研修事業と2点目の阿波市新規就農経営安定支援事業が実施されていることは、新しく農業を志す青年にはありがたく、心強いものだと思いますので、制度の認知度をどんどん高めていただき、国及び県の支援と合わせて、多くの方にこの制度を利用して、新規就農者が増加するよう、さらなる努力をお願いしたいと思います。

3点目の県外から移住して地域おこし協力隊として活躍いただいている2名の方につきましては、今後とも営農に努力していただき、先駆者として次世代の相談役として活躍していただきたいと思います。

また、第1次産業関連企業の誘致については、既に活動されているイオンアグリのような企業が一社でも多く出てこられて、経営面積を拡大されることにより、担い手不足の解消や遊休農地の減少に結びつくものと考えておりますので、関係者のさらなるご努力をお願いしたいと思います。

続きまして、新規就農者のための農業技術向上を目指す相談所の設置と農業アドバイザーの委嘱ができないかというところの質問に対してのご答弁でございますが、ただいま阿部部長のほうより、その趣旨に基づく農業次世代人材投資事業の交付対象となっている新規農業者に対して、平成29年度から、栽培技術や経営確立に向けた指導、相談等のサポートを実施しているのご答弁がございました。また、徳島県が実施主体の新規就農チューター支援事業によって、新規就農者が地域で定着していく上で農業チューターとマンツーマンで指導や相談がなされていることで、地域コミュニティへの浸透や、さまざまな調整が行われているものと理解いたしておりますので、阿波市においても地域住民と新規農業者がお互いの信頼が得られるよう積極的に指導をしていただきたいと思います。

ここで、再問ではございますが、昨年度の阿波市の利用実績についてお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（森本節弘君） 阿部産業経済部長。

○産業経済部長（阿部芳郎君） 議長の許可をいただきましたので、笠井安之議員の再問、昨年度の利用実績というのは、農業次世代人材投資事業の交付対象者というのでよろしいでしょうか。それについてご答弁させていただきます。

昨年度、青年等就農計画の認定を受け、農業次世代人材投資事業の交付対象者は13名

であります。現在、指導農業士、JA職員、農地中間管理機構の推進員などのサポートを受けまして、現在営農に取り組んでいるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 笠井安之君。

○6番（笠井安之君） 阿部産業経済部長より、昨年の利用実績として13名の方が利用されているとのお答弁いただきましたが、今年度以降利用者が増加し、新規就農者のサポートはもとより、阿波市農業の振興に寄与できますよう、より一層のPRをお願いしていただきたいと思っております。

続きまして、3番目の質問でございますが、農業立市を目指す阿波市において、藤井市長の就任以来の取り組み方と1年間の成果についてお尋ねいたします。

昨年5月の市長就任以来、約1年が経過いたしました。藤井市長は、自身の公約の中に農業振興のステップアップを上げ、農業立市である強みを最大限に発揮するため、阿波市農業振興計画の内容をさらに充実させ、計画的な施策展開を図りながら市の活性化に寄与することを上げられております。現在まで、農業を取り巻く社会情勢の変化を踏まえた、農業生産性の向上や担い手の育成、阿波市ブランドの構築を促進することに全力を傾注されております。阿波市の農業が直面している問題は、先ほども申しましたように、後継者不足による担い手の高齢化対策、遊休農地や耕作放棄地の増加、鳥獣被害対策、阿波市ブランドの構築などが考えられます。このようなことを踏まえ、本年3月に策定された第2次阿波市農業振興計画は、藤井市長の阿波市の農業振興への強い思いを反映したものだと思っております。

そこで、この計画策定を機に、就任1年目の実績と阿波市農業の振興に対する藤井市長の取り組み姿勢についてお伺いいたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（森本節弘君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 笠井安之議員から、農業立市を目指す阿波市において、市長に就任以来の取り組み方と1年間の成果というご質問をいただきましたので、答弁させていただきます。

まず、阿波市の農業の現状について少しお話をしたかったのでございますけれども、農業に精通している笠井議員から述べていただきましたので、これを割愛して、早速答弁に入らせていただきたいと思います。

平成29年5月に市長に就任しまして、早くも1年が経過しました。私が就任以来の取

り組みと1年間の成果でございますけれども、第1次阿波市農業振興計画の施策や進捗状況を検証するとともに、消費拡大、担い手の確保、販路拡大などの新たな課題、問題に対応するため、平成30年、今年の3月でございますけれども、第2次阿波市農業振興計画を策定いたしました。この第2次阿波市農業振興計画では、新しい時代背景のもと、今まで培われてきた伝統ある農業の継承と新たな阿波市農業の構築に向けてチャレンジするために、農業情勢が深刻化する今の時代をチャンスと捉えまして、情勢の変化に柔軟に対応できる施策を展開していきたいと考えているところでございます。

なお、振興計画の進捗状況や社会情勢の変化に応じた適宜な必要な見直しを行いまして、実情に応じた計画内容としていきたいと考えているところでございます。

次に、主な成果としましては、県や他町村と連携して設置しています、とくしま六次産業化推進連携協議会の事業としまして、千葉県で開催されましたイベントや首都圏からバイヤーを招聘した商談会で阿波市ブランドの説明を行い、数社と商談が成立しているところでございます。今後も、市外で開催されるイベント等に積極的に参加しまして、効率的なPR活動を行い、販路拡大や販売促進を図ってまいりたい、このように考えているところでございます。

また、平成30年、先ほど笠井議員からもお話がございましたように、30年4月には地域おこし協力隊、おおげつひめプロジェクトとして2名の農業女子が阿波市に着任していただきました。4月2日に、市長室において着任式を行いました。土成町のブドウ農家、阿波町の養蜂農家で今現在研修を重ねておりまして、農業後継者として永住を目指しているところでございます。

今後におきましても、農業立市としての強みを最大限発揮しまして、第2次阿波市農業振興計画に基づきまして、厳しい財政状況でございますけれども、財源の許す限り、計画的な施策展開を行うことによりまして、本市の農業施策のステップアップを図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 笠井安之議員に申し上げます。

再々問が終わりましたので、まとめに入りたいと思います。

笠井安之君。

○6番（笠井安之君） 農業立市を目指す阿波市において、藤井市長が就任以来の取り組み方と1年の成績ということで、藤井市長よりご答弁いただきました。

基幹農業である農業を軸とした地域の活性化が、阿波市が将来にわたり発展するために、市民と行政がともに手を携えながら取り組むべき指針として第2次阿波市農業振興計画の策定を行い、伝統ある農業の継承と新たな阿波市農業の構築に向けてチャレンジするために、深刻化する今の時代をチャンスと捉え、情勢の変化に柔軟に対応できる施策を展開していくということのご答弁をいただきました。この第2次農業振興計画は、進捗状況や社会情勢の変化に柔軟に対応し、必要な見直しを行っていくとのことですので、社会動向の変化について幅広い情報の収集を迅速に行い、その情報を関係者が共有できる組織づくりができますよう希望するものでございます。また、6次産業化の推進を初めとする阿波市ブランドのPRと販路の拡大や販売促進を図る意思をお示しいただきました。これらについても、行政とJA並びに生産者が一体となって、確かな農業立市の構築に向け、さらなるご努力をお願いいたします。

最後になりますが、今後の農業振興に対する取り組みにつきましては、担い手の確保を重点とした集落営農の推進や農地中間管理機構による農地の貸し借りの促進は、阿波市農業の今後の発展に大きく関係していくものでありますので、藤井市長を中心に関係各位のなお一層のご努力をお願い申し上げまして、私の一般質問を終了いたします。

○議長（森本節弘君） これで6番笠井安之君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（森本節弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番武澤豪君の一般質問を許可いたします。

武澤豪君。

○1番（武澤 豪君） 議長の許可をいただきました、議席番号1番武澤豪ですよろしくお願い申し上げます。先般投開票された阿波市議会議員選挙において、阿波市では最年少の議員として若さあふれる発言や活動ができるよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

私の議員としての初質問は、以前より何度も議会質問に上がっております、阿波市スマートインターについての1点です。

今回の質問は、多くの支援者の方々からもどうなっているのかといった声が多く寄せら

れています。私の考えるスマートインターの重要性は、多岐にわたります。まずは、阿波市は全国に誇る農業市であります。ある過去の統計では、阿波市は四国でも4位、中四国でも7位の出荷金額を誇る実績を持っており、日本の台所と言われる関西市場でも常にトップランクに入るような一流の農業王国であります。スマートインターの設置により、阿波市西部の農産物や加工品が輸送のメリットが見出せる上に、関西、関東の販売までの距離も近づくに違いありません。

次に、観光客の増加です。

先日、4車線化のセレモニーがあり、徳島自動車道の交通量も増加が見込まれております。現在、阿波市にも土成インターがあり、たらいうどんやフルーツロードなどがありますが、残念ながら、観光客のメインは渦潮、阿波踊り、藍の館など、鳴門徳島藍住間からうだつの町並み、かずら橋やラフティングなどの脇町池田間のただの通り道となっております。過去の新聞にも掲載されましたが、もし阿波町か市場町に設置できたとすれば、例えば阿波の土柱がございます。最近では、土柱ボランティアガイドの会も発足し、ツアー客も増加傾向であります。また、先日行われた阿波オープンガーデン、歴史のあるやねこじきなど、探せば、まだまだ観光地として集客できる場所やイベントもあります。今後の徳島県東部の観光を担う予定である徳島東部DMOでも、徳島県の観光、阿波市の観光を進める上でも必要不可欠だと考えます。

次に、高速道路の利用は、何も交通だけではありません。県内の他の場所によれば、津波の退避場所にもなります。阿波市は、他市にも比べ、アエルワを初め、給食センター、防災ヘリのヘリポートなど、防災に対する考えを非常にお持ちだと思います。そういった意味でも、災害時の一時避難場所として、また災害時の物品輸送などにつながるスマートインターが必要だと考えます。

最後に、隣接する吉野川市からの利用です。

脇町土成間の18.8キロという平野部最長区間のため、仕方なく脇町から乗る方、土成インターまで車を走らせ、徳島自動車道に乗る、そういった方々がいらっしゃいます。スマートインターができることにより、阿波市からの利用者がふえ、そこに付帯する阿波市の特産品や加工品が売れることにより、町の活性化にもつながるのではないのでしょうか。

平成27年8月に準備会の設立から始まり、いろいろな議論があったと思いますが、それに対する進捗状況を担当部長よりお願いいたします。

○議長（森本節弘君） 川野建設部長。

○建設部長（川野一郎君） 議長の許可をいただきましたので、武澤議員の一般質問、阿波市スマートインターについて、平成28年第2回、平成29年第4回の議会においてスマートインターを答弁されているが、その後の進捗状況について、今後どのような計画であるかのご質問にお答えいたします。

徳島自動車道の脇町インターと土成インター間は、四国の平野部では、先ほど議員も申されましたように、最も長い18.8キロメートルの区間距離があり、高速道路の有効活用や地域活性化を図るためには、スマートインターチェンジの設置が強く望まれております。このことから、議会の皆様とも協議させていただき、国土交通省等関係機関へ精力的な要望を重ねまして、平成27年6月、国として必要性が確認できる箇所について国が調査を行う準備段階調査が実施されることになり、全国17カ所の一つに阿波市が選定されたところでございます。その後、同年8月には、国土交通省、徳島県、西日本高速道路株式会社及び阿波市による準備会を設立しまして、整備効果などを考慮したスマートインターチェンジの構造、位置について、本市において効果が見出せる取り付け案を示し、最適位置の協議を重ねております。しかしながら、設置予定区間は、本線の起伏も大きく、またトンネルや橋りょう区間が多くあり、沿線の地形や道路構造令の制約により、設置できる箇所が限定されており、また概算整備事業費においても、他県で整備されているスマートインター整備費と比較しても高額となることから、整備費の縮減のため、構造等の再検討を随時行っておりまして、現時点においても位置決定には至らず、次の段階に進めていない状況でございます。

議員申されましたように、これまでも多くの議員の皆様からスマートインターの取り組み、また進捗状況についてご質問いただいておりますが、準備会において協議中であることから、十分なお答弁ができないのが実情でございます。本年度で準備会設立後4年目を迎えております。現在、徳島県、国土交通省と協議を行い、本年度中には現在までの経緯や今後の方針について議会の皆様にお示しできるよう努めております。

本市においてスマートインターチェンジの整備は、第2次阿波市総合計画にも示されており、市のまちづくり、地域活性化には欠かせない施策でございます。今後も関係機関との連携を図りまして、現在協議を進めているフルインターにとらわれることなく、ハーフインターも一つの選択肢としまして、引き続き準備会において検討を進めますとともに、機会あるたびに国土交通省等への要望を重ねまして、スマートインターの整備実現のため

取り組みを進めてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（森本節弘君） 武澤豪君。

○1番（武澤 豪君） 国土交通省、徳島県、西日本高速道路株式会社、阿波市と、非常に多くの方々がかかわっていることにより、複雑かつ慎重に進められているのがよくわかりました。

では引き続き、藤井市長にも、スマートインターについてのお考えをお願いいたします。

○議長（森本節弘君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 武澤議員の再問に答弁をいたします。

スマートインターチェンジの整備につきましては、議員各位のご理解をいただきながら、平成18年に地域活性化インターチェンジ調査特別委員会が設立されまして、松茂スマートインターチェンジ、広島県の加計スマートインターチェンジ等への行政視察を行うとともに、市においても、設置可能調査を進めてまいりました。議会の皆様との協議を進めてまいりました。また並行して、国土交通省等関係機関へ精力的な要望活動を重ねまして、平成27年6月に、今部長のほうからも答弁いたしましたけども、国が調査を行う準備段階調査箇所に阿波市が選定されまして、現在国土交通省、徳島県、西日本高速道路株式会社及び市による準備会におきまして、社会便益及び利用交通量をもとに、本市において最適である設置案を示し、協議を進めているところでございます。しかし、先ほど部長より答弁いたしましたとおり、徳島自動車道の構造や地形等の関係から、整備事業費がかさむことが課題となりまして、現時点での整備位置決定には至っていないのが状況でございます。

スマートインターチェンジの整備は、前々から申し上げますとおり、本市にとりまして高速道路の有効活用や市のまちづくり、地域活性化には欠かせない重要施策でございます。このことから、本市においても機会あるたびに国土交通省と関係機関への要望活動を行っているところでございます。昨年の11月15日には、徳島自動車道4車線化促進期成同盟会、徳島県議会徳島自動車道整備促進議員連盟の合同によりまして、国土交通省石井大臣を初め、財務省、自由民主党本部に対しまして、徳島自動車道の4車線化早期実現に向けた政策提言を行うとともに、阿波スマートインターチェンジ設置に向けた支援もお願いしたところでございます。

また、本年4月、先ほど議員もおっしゃられましたけども、徳島自動車道の脇町インターチェンジから東へ7.5キロメートル区間の4車線化工事の着工式が、交流防災拠点施設アエルワで行われまして、議員も出席をいただきました。あわせて、徳島自動車道の早期4車線化を目指した共同アピールを宣言したところでございます。スマートインターチェンジの設置とあわせた4車線化の実現に努めていきたいと考えているところでございます。

現在、準備会でのスマートインター協議は、整備事業費等の関係から、思うような進捗が見られておりませんが、今後におきましても、江澤地域活性化インターチェンジ設置特別委員会委員長を初め、委員各位のご協力をいただきながら、積極的な要望活動を行うとともに、関係機関と粘り強く協議検討を重ねまして、スマートインターチェンジの整備実現に向けた取り組みを進めてまいりたい、このように考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（森本節弘君） 武澤豪君。

○1番（武澤 豪君） 今後も引き続き、スマートインターに対する取り組みと実現化に向け、よろしく願いいたしますとともに、市民の皆様にも納得いく情報開示ができますよう、あわせてお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（森本節弘君） これで1番武澤豪君の一般質問が終了いたしました。

次に、2番北上正弘君の一般質問を許可いたします。

北上正弘君。

○2番（北上正弘君） ただいま議長より許可をいただきましたので、議席番号2番、公明党、北上正弘、阿波市議会定例会での一般質問をさせていただきます。

初めに、3月25日の阿波市議会選挙で、支持者の皆様のおかげで初当選させていただきました。と同時に、3月末に市議会議員を勇退されました、公明党、香西和好さんにおかれましては、26年間の長きにわたる議員活動に功労をたたえたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

私は、障害者支援等で福祉向上を公約の一つに掲げています。今回の質問は、障害者支援の移動支援事業についての1点であります。

障害者支援の移動支援事業は2種類ありまして、1つ目、個別支援型と2つ目、車両型

があります。個別支援型は、1カ月当たり6回、上限30時間となっています。車両型は、1カ月当たり3回までとなっています。それぞれの回数、上限の拡充ができないものかの質問をさせていただきます。

2種類ある支援の一つである個別支援型の説明ですが、資料をそのまま拝読させていただきます。移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。原則として、1日の範囲内で用務を終えるものに限り、また、通学のための外出は、1カ月当たり6回まで利用することができます。支給量の上限は、1カ月30時間以内とします。利用者負担額は定率で、今回は省略しますが、時間当たり金額が定められています。実施事業所は、福祉関係のタクシー会社や介護サービス業者、20社が登録されています。これが、個別支援型の説明になります。

今回の質問の内容ですが、通学のための外出は、1カ月当たり6回まで利用することができるという箇所です。通学と記入されていますが、障害者が通っている学校、市内の小・中学校にも支援学級があるのですが、今回の質問の通学に関しては、特別支援学校に限定させていただきます。

徳島県下で特別支援学校は14校ありまして、阿波市にはありません。阿波市から近い学校は、板野支援学校、国府支援学校、鴨島支援学校、美馬市にある池田支援学校美馬分校があります。それも、近いから入学できるという簡単な問題ではなく、障害の度合いによって希望どおりの学校に行けない人も少なくありません。いざ入学しても、通学の手段が家族の負担となっています。学校によっては、通学バスを運行していただいています。大きいバスなので、どこでも駐車ができないため、学校が決めたバス停に時間までに家族が送迎する方法になります。私の経験上、祖父母が健在なので、家族の協力でバス停までの送迎は可能でした。しかし、そういう家族は少なく、母子家庭、父子家庭の家族の方も通学していました。仕事の都合上送迎が困難な場面も何度か目にしました。当時はどうすることもできず、歯がゆい思いをした経験があります。

今回の質問に戻りますが、通学のための外出は1カ月当たり6回まで利用することができるの6回を拡充できないものかと切に願うものであります。全ての利用者ではなく、条件つきなどでもいいので、検討をお願いします。

続きまして、2つ目の支援である車両型の説明ですが、これも文章をそのまま拝読させていただきます。福祉自動車「はくちょう号」と「あさん号」による移動支援事業として

実施します。利用料は無料で、1カ月当たり3回までとし、利用登録制です。利用資格は、阿波市在住の移動に支援が必要な方で、身体障害者手帳1級、2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、2級、その他同程度の障害を有し、車両管理者が特に必要と認めた方とあります。

今回の質問の内容ですが、1カ月当たり3回の箇所です。福祉自動車「はくちょう号」と「あさん号」限定による移動支援となり、その車両を利用しての通院などが可能になります。車椅子がそのまま乗車できる車両なので、移動が困難な方が利用しています。その車両で透析をされている方も利用しています。血液透析は週3回、1回4時間程度が標準的と言われています。しかし、1日24時間働いている腎臓の働きに近づけるため、透析時間をより長くしたり、回数をふやしたりする方法があります。したがって、今回の1カ月当たりの福祉車両の利用回数が3回というのが、透析をしている方に関しては1週間で終わってしまいます。残り3週間の9回分の通院にかかる移動費は実費となります。阿波市では阿波病院、吉野川市は吉野川医療センターと鴨島川島クリニックの3カ所が透析可能な病院です。その病院までの移動手段の代表として、タクシーを利用、自家用車を自分で運転、家族の送迎などがあると思います。タクシー利用で例えて言えば、私の家から阿波病院まで7.5キロあります。タクシー料金を距離だけで単純計算すると、片道2,010円となります。往復4,020円の9回分で、1カ月当たり3万6,180円が自己負担となります。自家用車を自分で運転に関しては、私は透析していないので、透析している方に聞いてみると、「透析後約2時間はふらふらになるときがあるので、帰りの運転が危ないと感じたことがある」と言っていました。タクシー代を考えると、自分の車で行くとの理由でした。家族の送迎も、あるおばあちゃんに聞くと、「娘さんが近くに住んでいるので、仕事の都合をつけてもらい、送ってもらっている、しかし娘さんに悪いので、何回かはタクシーを利用しています」とのこと。したがって、この車両型の移動支援の内容で、1カ月当たり3回までの回数を拡充できないものか、条件つきやほかの方法でも構いませんが、検討を願います。

この2点についての答弁を求めます。

○議長（森本節弘君） 野崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎圭二君） 議長の許可をいただきましたので、北上議員の一般質問、障害者支援の移動支援事業についての移動支援に個別支援型と車両型がありますが、前者は1カ月当たり6回まで上限30時間、後者は1カ月3回までとなっている、1カ月

当たりの回数、上限を拡充してはのご質問にお答えいたします。

移動支援事業につきましては、障害者総合支援法上の地域生活支援事業に位置づけられているものであり、屋外での移動が困難な障害者等に対し、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする事業で、実施形態として、本市では、個別支援型と車両型を実施しております。議員もおっしゃったように、個別支援型は、買い物など社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の移動を支援するサービスで、その支給量の上限は1カ月30時間以内となっております。通学などの通年かつ長期にわたる外出については、移動支援事業の対象とはなりません。ただし、通学に関しては、保護者の疾病等のため、ほかに手段がない場合、1カ月6回以内、往復3回利用が可能です。利用者負担額は、課税世帯で1割、非課税世帯と生活保護世帯につきましては無料でございます。

次に、車両型は、重度の身体障害や知的障害、また精神障害を持つ方が通院などの外出ができるよう、福祉車両などを使って送迎できるサービスであります。利用の登録さえすれば、利用料は無料で、1カ月当たり往復3回まで利用できるものでございます。

続きまして、平成29年度の移動支援事業の実施状況についてご説明させていただきます。

個別支援型の利用人数は、利用者数26人、利用延べ人数208人、利用時間2,623時間、1人当たりの利用時間の平均は、上限30時間までに対し、月約8時間、また通学に対する月1人当たりの利用回数は、上限6回までに対し、月平均約3回利用していただいている状況です。

車両型の利用人数は、月102人、利用延べ人数729人、利用回数1,277回、1人当たりの利用回数の平均は、上限3回までに対し、月約1回となっております。

また、県内8市の状況といたしまして、個別支援型の通学1カ月当たりの原則6回までが、阿波市を含めて3市、4回までが4市、残る1市は通学への利用を認めていないという状況でございます。

車両型につきましては、1カ月当たり往復で原則4回までが1市、3回までが、阿波市を含め4市、2回までが2市、行っていない市が1市という状況でございました。

北上議員のご質問の1カ月当たりの回数の拡充についてでございますが、個別支援型、車両型の利用状況に関しても、両者とも1人当たり1カ月の上限を大きく下回っております。また、本市の1カ月当たりの上限回数は、県内他市の状況と比較しても充実しており

ますので、現時点での拡充は難しい状況にあります。今後利用状況を注視してまいりたいと考えております。

ご質問の移動支援事業とは別になりますが、本市では、昨年度に阿波市地域公共交通網形成計画を策定し、高齢者の方々を含む交通弱者の移動を確保し、本市の実情に適した地域公共交通体系の構築が計画されており、公共交通デマンド型で利便性を図っていくこととなっておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 北上正弘君。

○2番（北上正弘君） ただいま野崎健康福祉部長より答弁をいただきました。

移動支援事業につきましては、改善、検討すべきことは多々あると思います。しかし、別の方法を模索するという事で、昨日川人議員と後藤議員の一般質問にありましたように、公共交通デマンド型の中身を、今回私が質問させていただいた内容を議論していただけると解釈させていただきます。実際、現状の移動支援事業につきましては、いろいろな条件があり、利用回数が決まっているので、支援を受けたくても受けることができない経済的、精神的に苦しんでいる方がいらっしゃいます。そのことを周知した上で、今後の政策、施策の充実をしてもらいたく、切に願うものであります。担当部署の方々、何とぞよろしく願いいたします。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。

○議長（森本節弘君） これで2番北上正弘君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時30分 休憩

午後1時40分 再開

○議長（森本節弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番木村松雄君の一般質問を許可いたします。

木村松雄君。

○16番（木村松雄君） ただいま議長の許可をいただきましたので、16番木村松雄、ただいまより一般質問を始めたいと思います。

私も、今まで何回も一般質問の機会がございましたが、傍聴席にこんなにたくさんの方々がおいでいただいているのは初めてでございます。ものすごく緊張をしております。

ます。

私の質問は、1点目に市道矢松田中線拡幅工事の進捗状況、2点目には企業誘致に対する市の取り組みは、3点目には県管轄の河川等の管理について、以上3点通告してありますので、通告順に進めてまいりますので、理事者におかれましては明快なる答弁を求めるものであります。また、答弁内容によりましては、再問、再々問の流れになろうかと思えます。

藤井市長におかれましては、就任から1年が過ぎ、2年目に入ったわけでございますが、公約実現に向かって邁進されていることと思えます。我々議会も、改選後初の定例会でございまして、質問のほうも、私が12番目で、あとお一人、後ろには檜原賢二議員が控えておりますので、私は手短かに進めてまいりたいと思えます。

それでは、本題に入ります。

1点目の市道矢松田中線の拡幅工事の進捗状況の件ですが、これは路線名で表現したら皆さんわからんかと思えますが、鳴門池田線の土成町にある大道自動車から船戸切幡上板線のバイパスの広い道路が通っている、そこまでのアクセス道路でございます。延長が約900メートルぐらいかと思えます。この道路は、昭和42年から43年ごろに国の指導で農業の近代化を目指して、当時県下で初めての圃場整備事業で行われ、その面積は42ヘクタールに及び大事業であったとお聞きしています。約130戸ぐらいの農家の方から1,000平米当たり減歩率6%の用地を供出していただき、耕作道として建設したと伺っています。また、四国八十八カ所霊場9番札所参拝には、近くの梶尾神社に車をとめて、徒歩で参拝に訪れていたそうで、その当時の町には、早く道路の新設が要望されていたようであります。近年は、通行量の増加、通行車両の大型化に伴いまして、しばしば通行トラブルも発生しているのが現状でございます。現在は、市の認定道路でもございまして、藤井市政の目玉施策でありますので、進捗状況及び今後の予定について、あわせての答弁を求めます。

○議長（森本節弘君） 川野建設部長。

○建設部長（川野一郎君） 議長の許可をいただきましたので、木村議員の一般質問の1問目、市道矢松田中線拡幅工事の進捗状況について2点ご質問をいただいております。一括してお答えいたします。

土成町を走ります本路線は、主要地方道鳴門池田線と一般県道船戸切幡上板線を結びます南北市道で、地域の生活基盤を支える上で重要な機能を有しており、また四国八十八カ

所霊場の法輪寺を初めとする周辺観光施設へのアクセス道路でもあります。しかしながら、先ほども議員申されましたように、車道幅員が4メートル未満の区間が80%を超えており、車両同士の対向にも苦慮し、特に大型車との対向には、交差する市道への退避を余儀なくされまして、また歩行者にとっても危険な状況であることから、地元市民、利用される皆様からも多くの整備を望む声が寄せられております。この状況を踏まえまして、本年度より、国の補助事業である社会資本整備総合交付金を活用しまして、延長約860メートル、幅員7メートル、片側歩道付きの道路整備を計画しまして、現在事業を進めております。

議員ご質問の事業の進捗状況についてであります。現在整備事業に伴う用地取得のため、隣接地権者の把握、事業箇所周辺の現地調査を実施するとともに、地元説明会開催のための準備作業を進めている段階でございます。今後の予定としまして、今年度早い時期に地元説明会を開催し、計画案の説明を行い、関係者の皆様のご意見をお伺いしまして、測量設計業務を発注し、現地作業に着手したいと考えております。その後、用地関係者の皆様にご協力いただき、用地の境界立会をお願いし、起業地面積が確定次第、順次用地取得に取りかかる予定としております。また、完成年度につきましては、関係者の皆様にご理解をいただきまして、順調に用地取得が進めば、平成32年度から工事に着手する予定であり、工事期間については、現時点の計画目標ではありますが、おおむね4年間での完成を目指してまいります。この区間が整備されますと、道路ネットワークの拡充や生活基盤の向上、また土成小学校へ通学する生徒の皆様の安全・安心な通行確保も図られることから、今後も早期整備完了を目指し、計画的な事業遂行に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 木村松雄君。

○16番（木村松雄君） 部長の答弁いただきましたが、この路線は、延長約860メートル、幅員が7メートルで、歩道付きの道路で、現地調査、地元説明会の準備をしている、また用地取得が順調に進めば、平成32年度から工事着手できる、おおむね4年間での完成を目指している、そういう答弁でございました。

この道路が完成すれば、その効果は、先ほど部長がおっしゃいましたように、本当に観光面から、いろんな面から、はかり知れない効果があると思います。しかしながら、用地取得が事業推進には必要不可欠でございますので、用地関係者には丁寧な説明をし、ご理解いただけますよう、担当部のなお一層のご努力に期待をいたします。

この件は終わります。

次に、2点目の企業誘致に対する市の取り組みはでございますが、本市は農業が基幹産業であることは言うまでもありませんが、企業誘致により雇用創出が生まれ、若者が定住でき、人口増につながり、町が繁栄していく、そういうサイクルがありますので、企業誘致が町の発展には欠かせない重要なものであると認識しております。

そこで、雇用対策に万全を期して、若者が定住できる環境づくりに対して市のお考えはについての答弁を求めます。

○議長（森本節弘君） 阿部産業経済部長。

○産業経済部長（阿部芳郎君） 議長の許可をいただきましたので、木村議員の一般質問の2問目、企業誘致に対する市の取り組みとして、雇用に万全を期して、若者が定住できる環境づくりに対して市の考えについてご答弁申し上げます。

近年、経済の国際化により、企業間競争が激化していることに加え、都市部への人口集中、少子・高齢化の進展などによる地域内の経済力の低下により、地域経済を取り巻く環境は厳しい状況が続いております。このような中、企業誘致は新たな雇用の創出や地域産業の集積、法人市民税、固定資産税等の増収、U I J ターン者など、若者の定住による人口の増加など、市政進展の原動力であり、本市の発展に大きな役割を果たすものと考え、積極的に取り組んでいかなければならない重要施策であると認識をしております。

そこで、企業誘致や雇用対策への取り組みといたしまして、これまで本市では合併以前から徳島県と連携して、土成工業団地や西長峰工業団地への企業誘致に努め、土成工業団地には8社、西長峰工業団地へは、操業準備段階の企業を含めて4社の企業が進出しております。この結果、現在では、2つの工業団地で雇用されている従業員数は合計で約780人、このうち市内から雇用されている従業員数は約270人で、市内からの雇用率は35%となっており、地域経済の活性化に大きな役割を果たしているところであります。

次に、現在の取り組みといたしまして、これまでの工場設置奨励条例では、対象業種を製造業に限定していたものを、農林業や情報通信業など、近年の多様化した企業にも対応するため、対象業種の拡大や自治体間競争にも負けないよう雇用奨励金を増額し、今年4月より新たな条例として、企業立地促進条例をスタートしております。この結果、西長峰工業団地の1つの企業が新しい条例の固定資産税の減免や奨励金の優遇措置を受けるため、要件に沿った設備投資を行い、新たに10人の地元雇用を計画しているなど、一定の成果が上がっております。今後は、これらの優遇措置や本市の地理的優位性などを説明し

た企業立地ガイドを活用しながら、県内外に幅広く情報を発信し、本市に進出したいと思えるような支援体制や環境づくりを講じることによって、一層の企業誘致につなげてまいりたいと考えております。

そのほか、本市では、雇用対策といたしまして、信用保証協会信用保証料補助金制度の創設や阿波市雇用促進緊急助成金制度を推進し、移住者や若者の雇用につなげ、本市に定住しやすい環境づくりを進めてまいります。また一方で、企業を誘致するためには、新たな用地の確保が必要になってまいります。本市が県下有数の農業地域であることから、多くが優良農地であるため、大きな面積が必要な工場等の用地確保につきましては困難をきわめております。このようなことから、現在公共施設や市有地の有効活用を積極的に推進しているところではありますが、企業が望む立地環境やスピード感に迅速に対応し、企業の早期建設、早期操業につなげるためには、農地等においても、農地法の特例措置を初め、あらゆる手段を活用しながら企業誘致を推進し、雇用の創出や若者定住が図られるよう努力してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 木村松雄君。

○16番（木村松雄君） 担当部長の答弁では、土成、阿波の2つの工業団地で雇用されている従業員数は、合計で約780人、市内からは約270人、本市内からの雇用率は約35%になっている、また用地確保についても、農地法の特例措置などあらゆる手段を活用し企業誘致を推進したい、そのような答弁でございました。

再問いたします。

1点目に、企業誘致をするに当たり、市独自で、市はどれぐらいの自前企業用地リストを持っているか。2点目には、部長の答弁の中で、西長峰工業団地の操業段階企業とは、段ボールの製造会社であるレンゴー株式会社と思われませんが、操業開始に期限はないのでしょうか。また、操業開始に向けた動きはあるのでしょうか。この企業が操業開始していただければ、私も多くの市民の方からいろいろな、この企業に対する期待感をお話されています。うちの息子が都会でおるのじゃけども、帰ってきても雇用の場がないから、この会社が操業していただいたら、ぜひともそこに就職させていきたいと、いろんなそういうようなお話を聞いておりますので、この企業が進出して操業していただけることによって、本市としては大きな効果があるものと思います。その2点についての答弁を求めます。

○議長（森本節弘君） 阿部産業経済部長。

○産業経済部長（阿部芳郎君） 議長の許可をいただきましたので、木村議員の再問1点目、企業誘致を推進するに当たり、市はどれくらいの企業用地リストを持っているのかと、2点目に、レンゴー株式会社の操業開始に期限はないか、また操業開始に向けた動きはあるのかにつきまして、一括してご答弁申し上げます。

まず、1点目の企業誘致を推進するに当たり、市はどれくらいの企業用地リストを持っているのかについてであります。現在本市では、企業誘致を推進するに当たり、工場等に対応できる面積の市有地の確保はできておりません。しかしながら、企業用地として土地所有者の方にご協力いただける主な候補地といたしまして、阿波町に1カ所、土成町に2カ所、合計3カ所ございます。土地所有者と企業との条件が整うことが大前提ではありますが、企業用地としてのご協力をいただけることになっております。

次に、2点目のレンゴー株式会社の操業開始に期限はないか、また操業開始に向けての動きはあるのかについてであります。平成26年3月に段ボール製造大手のレンゴー株式会社と本市や徳島県との間において企業立地に関する覚書を交わしておりますが、具体的な操業開始の期限は設けてはおりません。また、操業開始に向けた動きについてであります。今年4月にレンゴー株式会社に確認しましたところ、これまでと同様に、着工がおこなわれているものの進出の方針には変わりないとお答えをいただいております。本市といたしましては、今後も徳島県と連携をしながら、早期の操業開始に向けて働きかけてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 木村松雄君。

○16番（木村松雄君） 1点目の答弁では、市としての用地は確保していない、持っていないということでございます。しかしながら、民間の方からの用地については、阿波町に1カ所、土成町に2カ所、条件を整えば、ご協力いただけるということになっている、そのような答弁でございました。

2点目の答弁では、覚書は交わしているが、具体的な操業開始の期限は設けていない、操業開始に向けての動きについては、着工がおこなわれているが、進出の方針に変わりはないとのことなんです。覚書に操業開始の期限が明記してないということには、私は理解いたしかねます。県は、企業に用地を、土地を売却するだけが目的じゃないと思うんです。やはり操業していただいて、雇用の場も確保していただき、税収も見込まれることから、

それが目的だと思われるので、木具政策監には、いま一度県の担当者の方と企業側との交渉をしていただけるようお願い、要請をしておきます。

二、三年前の産業経済常任委員会の視察でも、たしかレンゴーの会社に状況をお聞きしに行ったと、そういうことも伺っておりますが、我々議会も、その工場の進出には大きく期待をしておりますので、市、県、連絡を十分に密にとりまして、対処、対応をしていただきたいと、このように思います。

再々問なんですが、本市において企業誘致をスムーズに促進するためには、企業誘致に関する専属の課や室が必要と思いますが、どのようにお考えでしょうか。この件については、町田副市長からお答えいただきたいと思います。

現在は、産業経済部の商工観光課の中で企業誘致の担当をしていると思うんですが、やはりその部署になると、何もかも兼務しておりますので、やはり専従の課が必要だと私は考えております。その点のお答えをお願いいたします。

そして、市長からは、企業誘致に対する市長の見解をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（森本節弘君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、木村議員の再々問の1点目、企業誘致をスムーズに促進するためには企業誘致に関する専属の課や室が必要でないかについて答弁させていただきます。

議員ご質問の企業誘致につきましては、本市の活性化のため非常に重要な施策と認識しております。また、本市においては、現在、企業誘致に関しては産業経済部の商工観光課が担当し業務を行っておりますが、企業誘致に対する問い合わせなどについては、関係部局と連携しながら取り組んでおります。また近年、企業にとって厳しい状況が続いていると言われているものの、国内の景気は持ち直しの兆しが見えつつあり、現実には、工場等の進出、また増設に関するお問い合わせがふえております。ということで、企業誘致の推進体制の構築が課題となっております。このようなことから、企業誘致を促進させるためには、議員ご指摘のとおり、企業誘致を担当する専属の課や室を設けて推進していくことは一つの方法ではございますが、現在のところ本市におきましては、取り組み体制として企画総務部長を中心として、産業経済部、建設部、農業委員会、水道課など、案件ごとに共通認識を持って、役割分担をしながら取り組んでいるところでございます。今後、どうすれば、より効率的に、効果的に、スピード感を持って対応できるか、今後の検討課題と

させていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 木村議員の再々問の2点目、市長の企業誘致に対する見解をお伺いしたいということについて答弁をさせていただきます。

企業誘致は、先ほど担当部長からも答弁させていただきましたけども、1つには、新たな雇用の機会をふやしまして、市民の皆様が働く場所を確保することによって、若者などの定住化を促進させるとともに、将来にわたり人口減少問題の克服が期待できること、2つ目には、既存企業とのさまざまな取引が生まれまして、地域経済の活性化につながることで、3つ目には、財政面でございますけども、固定資産税や法人市民税など税収の増加が見込まれ、自主財源の確保が期待できることなどがございます。その他にも、企業誘致は多岐にわたりまして、そのメリットが非常に大きいことから、本市としましては積極的に取り組まなければならない重要施策と認識をしているところでございます。

先ほども、部長、また副市長のほうから答弁をさせていただきましたけども、今後におきましては、合併前の土成町、そして阿波町が行った大規模な工業団地を造成して分譲するということは、用地の確保等から判断しても大変難しい状況にございます。企業用地の場所や規模、またインフラ整備に関する事など、企業の個別的ニーズに一つ一つ対応しながら、オーダーメイド型の企業誘致に、先ほど副市長のほうから答弁してましたけども、企画総務部の企画総務課、それから産業経済部の農業振興課と商工観光課、それから市民部の環境課、水道課、そして建設部の建設課、農業委員会等、関係部局が連携して、全庁一丸となって取り組んでまいりたい、このように考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 木村松雄君。

○16番（木村松雄君） 副市長から答弁いただきましたが、企業誘致に関する専属の課・室設置については、今後の検討課題ということでございます。企業誘致の推進体制の強化が課題となっている、そういう答弁でございました。市長からは、企業のニーズに対するオーダーメイド型にということですが、オーダーメイド型なら、専従の部署がなお一層必要だと考えます。いずれにしても、市長、これはトップの市長の判断でございます。雇用の場がなければ、若者の定住は非常に厳しいということを念頭に、今後取り組んでいただきたいと思っております。

次に、3点目の県管轄の河川等の管理でございますが、本市には多くの県管理の河川がございます。中でも、私ども土成町におきましても、九頭宇谷川、熊谷川、宮川内谷川の主要河川があり、特に九頭宇谷川上流部においては、立木、樹木が多く見受けられます。一部無堤地区もございます。台風、大雨等の際には被害が想定され、安全・安心とは言いがたい状況でございます。この河川においては、過去に堤防の決壊が発生し、周囲に甚大な被害が及んだという事例もございます。また、その折に警戒に当たっていた消防団員が犠牲になるという痛ましい事故もそこにはございました。また、熊谷川につきましても、堤上の樹木等のため、非常に危険な河川でございます。過去にも何度か県の方に要望しておりますが、その都度現地に見には来てくれますが、抜本的な解決には至っておりません。住民から要望をいただいたならば、私は建設課を介して県にお伝えをしていただくわけですが、県側に要望事項が伝わっているとは思いますが、建設課として、住民からの要望案件について、県に管理の要請をどのようにされているかについての答弁を求めます。

○議長（森本節弘君） 傍聴の方をお願い申し上げます。

携帯電話はスイッチをお切りになるかマナーモードで傍聴をお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

川野建設部長。

○建設部長（川野一郎君） 議長の許可をいただきましたので、木村議員の一般質問3項目、県管轄の河川等の管理について、河川内外の立木等について県に管理の要請をどのようにしているかについてのご質問にお答えいたします。

阿波市内には、中小河川を含めまして、44の県管理一級河川が流れております。このうち、阿波町の伊沢谷川などの河川は、下流に行くほど川幅が広くなるとともに、吉野川北岸特有の河川の流水が伏流するため、樹木が自生しやすく、吉野川合流付近では樹木の繁茂が多く見られ、流水の流れを阻害する要因となっております。また、先ほど議員の申されましたように、熊谷川、九頭宇谷川などの一部河川では、中流域から上流域にかけて石積み護岸や堤上部に樹木が繁茂しておりまして、台風等で護岸に影響を及ぼす箇所や、また樹木に野鳥が集まることで農作物に被害が出ている箇所もあり、市民の皆様から樹木伐採のご要望が多数寄せられております。こうした状況を踏まえ、毎年開催される知事・市町村長懇話会など、機会あるたびに県に対し樹木伐採の要望を行うとともに、阿波市内の県河川を管轄する東部県土整備局吉野川庁舎にも、管内担当部課長会議の場において状況を説明し、適正な河川管理をお願いしているところでございます。

県では、この要望を受けまして、昨年度から伊沢谷川の下流域において、特に繁茂が著しい箇所での樹木伐採に着手され、市も樹木の処理費用の負担を行いまして、事業を進めていただきました。また、近年多くのご要望がある、堤上に群生している樹木や堤防に影響を与える、護岸に自生している樹木につきましても、市が現状を十分認識した上で、県に対し随時要望をお伝えし、県担当者において再度現地の状況を確認を行っていただき、早急に対応が必要な箇所については、県の維持管理予算の範囲内で実施していただいております。

本市の河川区域内には樹木の繁茂が至るところで見られ、今後も市民の皆様より樹木伐採のご要望が多数寄せられると想定されることから、引き続き県に対しまして適正な河川環境の整備が図られるよう、伐採に要する維持管理予算の確保をお願いするとともに、市においても緊急を要する案件につきましては、伐採樹木の処理費用の負担も検討していきたいと考えております。今後におきましても、市と県が十分連携を図りながら、市内を流れる河川の管理区分に関係なく、要望をいただいた箇所の状況把握に努めまして、市民の皆様が安全・安心して暮らせる適正な河川の維持管理が図られるよう取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 木村松雄君。

○16番（木村松雄君） 部長からの答弁では、樹木伐採の要望が多数寄せられており、機会あるごとに状況説明し、適正な管理をお願いしている、また緊急を要する案件には、伐採した樹木の処理費用の一部負担を行い、事業を進めた事例もあり、今後も県と十分連携を図り、適正な河川管理に取り組んでいくとの答弁でございました。

答弁につきましては、おおむね了といたしますが、再問として、木具政策監には、この件についてどのような見解を持っておられるか、お聞きいたします。市から要望があったら、どのような対応をされているか、その点をお答えをいただきたいと思っております。

○議長（森本節弘君） 木具政策監。

○政策監（木具 恵君） 議長の許可をいただきましたので、木村議員の再問、市からの要望に対しまして県はどのように対応しているのかとのお質問にお答えさせていただきたいと思っております。

昨年の4月から政策監の重責を仰せつかり、以降、本議会等において幾度となく県管理河川に繁茂する樹木の伐採等、河川管理に関するご要望、提言をいただいております。

た。そうした中、本議会等でご質問いただきました提言等につきましては、その都度直ちに県にお伝えし、本市における河川の状況を訴えてまいりました。加えて、県への単なる要望にとどまるのではなく、市みずからも樹木の処理費用の負担を提言したところ、これが高く評価され、県の補正予算等を活用し、先ほど部長からもご説明させていただいたとおり、伊沢谷川や大久保谷川の樹木の伐採の拡充につながったところでございます。

県には、各自治体から多くの要望が寄せられており、全ての要望に対するのは困難であると認識しているところでございます。こうした状況に対しまして、県の方針を申し上げる立場にはございませんが、一般的には予算の範囲内で河川の状況や緊急性などから優先順位を決め、さらには自治体の協力体制などを勘案した上で、実施箇所や配分が決定されるのではないかと考えているところでございます。

議員ご提案のとおり、本市には、引き続き樹木の伐採等、適正な管理が必要な河川が存在すると認識しているところであり、今後も予算の確保と予算配分を県に要望するとともに、県の取り組みに対して積極的に協力してまいりたいと考えているところでございます。引き続き、市民の皆様の安全・安心が図られるよう取り組んでまいりますので、議員におかれましてもお力添えを賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 木村松雄君。

○16番（木村松雄君） 政策監から答弁をいただきましたが、県への単なる要望だけでなく、提言もして、樹木の処理費用を負担し、伐採の拡充につながったと、そのような答弁でございました。

建設部長、住民の方には、この河川は市だ県だ、そんな判断はないんです。私も住民の方から要望があれば、市建設課にお伝えし、県側に要望していただくこととなります。限られた予算の中でのことになり、要望事項全てが対応可能だとは思っていませんが、少なくとも要望事項に対しての回答は必要だと考えますので、一方通行にならないよう対応をしていただきたいと思います。これは、政策監、県のほうにもお願いをしていただきたいと思います。我々が要望しても一向に回答がない、住民からはナシのつぶてだと、そのようなご指摘も多くいただきます。必ず要望があれば、できるできないは別にしてお返し、回答はしていただきたいと思います。建設課も同様に、県にお伝えするだけでなく、回答を求めてください。そして、要望書を作成して記録を保存し、担当者が異動しても過去の状況が把握できるような、そういうシステムを建設課は構築してください。担当者が変わったら、私はそのとき担当でなかったから、それはわからない、そういうこ

とでは困りますので、しっかりと住民からの要望については保存するなり、そういう体制をぜひとも、建設部長、お願いをいたします。それと、市内全体の状況把握には課内で十分協議して、河川の適正な管理に努めていただきたいと思います。

今、建設課には河川のことだけ申し上げたんですが、それは道路もしかりです。やはり、県のほうは、多分そういうパトロール的なものは専門家の人がしとるかもしれませんが、市としても、建設課としても、やはりある程度一定の期間で、そういう道路、河川の管理、パトロールをこれはしてほしいと思います。県の河川だから市は知らないよ、そういうことがないように、やはり台風とか大雨のときに被害が発生したら、被害をこうむるのは、幾ら県河川であっても、被害は阿波市がこうむるわけですから、そこら十分に念頭に置いていただきたいと思います。河川、道路の適正な管理に努めていただく、このように思います。

以上で通告してありました3点の質問は全て終了しましたが、1点目の市道の拡張、拡張工事につきましても、これまた建設課なんですが、おおむね4年間という答弁がございましたが、2年でも3年でも結構なんですよ。しっかりとスピード感を持って対処をしていただきたいと思います。前の水道課長もおりましたが、土成の送水管の件にしても、7年間かかるとおっしゃってましたが、それが今はこちらの方の課長に移ってますが、7年でしなきゃいけないことないんです。6年でも5年でもいいんです。その市道の件も4年と言いますが、ぜひ早く工事着手できたら、お願いをいたしたいと思います。先ほども申し上げましたが、用地取得が大前提だ、これは重々承知しております。それにつけては、私どももできる限りのご協力はさせていただきますので、どうかよろしくお願いをいたしたいと思います。

2点目の企業誘致に対する件につきましても、担当部署、課は、最大限の努力を傾注してほしいと、このように思います。

藤井市政には、今後とも市の発展、繁栄、市民生活の向上に全力で取り組んでいただきたい。そのことを要望して、私の質問を終わります。

○議長（森本節弘君） これで16番木村松雄君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時27分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（森本節弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番樫原賢二君の一般質問を許可いたします。

樫原賢二君。

○15番（樫原賢二君）　ただいま議長の一般質問の許可をいただきましたので、15番樫原賢二、一般質問をさせていただきますが、いよいよ北朝鮮とアメリカとの話し合いがシンガポールで12日にやるというような報道を現在専ら受けておるわけでございます。当阿波市も、国民保護法によりまして、CATVで連日、安全のためにこういうふうな内容ですよ、こういうことですよということも、この6月12日をもって円満に話ができれば、テレビに流れないというような明るい兆しがあるわけでございます。ただ、拉致問題もまだまだ残っておりますが、これも成功できるよう祈っておるわけでございます。十分なことは言えませんが、ただシンガポールでやるということだけは、非常に明るいニュースでございます。北朝鮮と韓国との間には、板門店という38度線があるわけでございますが、ここの橋を渡ったら、二度とこの世に帰れないというところもでございます。

それでは、通告にしてありますように、遊休・荒廃農地についての質問をさせていただきます。

今回、平成28年度遊休農地・荒廃地が、4町で88万2,324平米、88町2反3畝24歩、この問題と、それと放棄しておる土地の件数1,388件の内容について質問をさせていただきます。この問題については、一部三浦議員との重複になりますが、よろしくご配慮お願いを申し上げます。

まず、28年度遊休地・荒廃農地が4町で、先ほど申しましたように、88万2,324平米、筆数で1,388筆での内容ですが、農業委員会より資料を取り寄せていただきました。農地に絶対に復元が不可能と、いわゆる大木が生えたり、いろいろ問題があるということで農地に復元が困難な土地が、吉野町では3万5,889平米、土成町では9万457平米、市場町では8万3,631平米、阿波町では4万8,642平米でございます。以上が復元が困難な農地でございます。4町で、この面積数が25万8,619平米でございます。

なお、耕作に利用されていない遊休農地が、吉野町では13万3,297平米、土成町では12万7,339平米でございます。市場町では17万5,398平米、阿波町では18万7,671平米でございます。4町で合計すると、88万2,324平米になるわけでございます。

それと、農地の放置をしておる土地の枚数でございますが、吉野町では284筆、土成町では298筆、市場町では427筆、阿波町では379筆、合計すれば、筆数で1,388筆になるのでございます。これが、28年度でございます。

続きまして、29年度の内容を説明をいたします。

29年度遊休農地・荒廃地が4町で100万3,966平米、筆数で1,618筆、この件について質問をいたします。

平成29年度ですが、農地に復元ができない、いわゆる大木が生えて、ごじゃごじゃになって農地ができんという土地が、吉野町では2万5,484平米、土成町では9万6,545平米、市場町では11万6,211平米、阿波町では3万9,497平米、以上が復元が困難な農地でございます。続いて、遊休農地でございますが、耕作に利用されていない、この土地が、吉野町では11万8,028平米、土成町では16万1,349平米、市場町では21万4,748平米、阿波町では23万2,104平米でございます。4町で合計すると100万3,966平米であり、28年度より29年度のほうが12万1,642平米、遊休・荒廃農地が多くなっておるわけでございます。この点につきまして、28年度、29年度、これについて質問いたしました。力強いご答弁をお願いを申し上げます。答弁内容によりまして再質問いたしますので、よろしくをお願いを申し上げます。

○議長（森本節弘君） 石川農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（石川 久君） 議長の許可をいただきましたので、樫原賢二議員の一般質問の1問目、農地遊休・荒廃地についての（1）としまして、平成28年度遊休農地・荒廃地が4町で88万2,324平方メートル、筆数で1,388件についての内容と、（2）平成29年度遊休農地・荒廃地が、4町で100万3,966平方メートル、筆数で1,618件ありますが、今後どのように取り組んで解決するのかについて、一括してお答えします。

農業委員会では、農地法第30条の規定によりまして、毎年7月から8月にかけて、一般的に農地パトロールと言われております、農地の利用状況調査を行っております。その調査の結果、平成28年度の遊休農地・荒廃農地は、ただいま議員が質問の中でおっしゃられたとおり、28年度が88万2,324平方メートル、筆数で1,388件、平成29年度は100万3,966平方メートル、筆数で1,618件となっております。このうち、今後も耕作の見込みがないものや農地への復元が困難である荒廃農地につきましては、平成28年度は61万9,504平方メートルでありましたが、平成29年度の調査

では78万8,668平方メートルと、約17ヘクタールも増加しております。

農地について権利を有する者の責務として、農地法では、「農地について所有権又は賃借権、その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない」と定められておりますが、昨今では農業従事者の高齢化、労働力不足、農産物価格の低迷などといったことが遊休農地や荒廃農地がふえている要因でないかと考えております。

農地パトロールで遊休農地と判定された農地の所有者などには、利用意向調査票をお送りし、遊休農地を今後みずから耕作するか、農地中間管理事業を利用するか、それとも誰かに貸し付けるかなどの利用意向を調査し、その調査結果に基づきまして、農地中間管理機構への通知、あっせん等、その他利用関係の調整を行うこととなります。

平成29年度の成果としましては、利用意向調査対象者は535名、1,134筆で、平成29年12月末に調査依頼を郵送しまして、平成30年4月末までの回答数が392筆、回収率34.5%で、今後農地中間管理機構の仲介によるマッチングにより双方の条件が整いましたら、遊休農地の有効活用と農地集積が同時に図れることとなります。

農業委員会としましては、このような取り組みを行っておりますが、農業従事者の高齢化や労働力不足、農産物価格の低迷、担い手不足といった背景もありまして、遊休農地や荒廃農地の解消につながっていないのが現状でございます。

ちなみに、農業、農村の変化についてご紹介しますと、戦後しばらくたって昭和26年当時でございますが、日本には農地が約600万ヘクタールもあったと、耕作者につきましては1,400万人を超えていたというふうに言われております。その当時の農業委員会制度の課題は、少ない農地をいかにたくさんの人に公平に使ってもらうかということでしたが、現在では農地は450万ヘクタールほどまでに減っておりまして、耕作者は200万人を切っております。今となりましては、多くの農地をいかに少ない人で守っていくかということが農業、農村を取り巻く課題となっております。

農業委員会としましては、今後とも農地パトロールを強化するとともに、関係機関と連携を図りながら、遊休農地や荒廃農地の解消に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 阿部産業経済部長。

○産業経済部長（阿部芳郎君） 議長の許可をいただきましたので、樫原賢二議員の一般質問の1問目、農地遊休荒廃農地について今後どのように取り組んで解決するのかについて

てご答弁させていただきます。

さきに農業委員会からもご答弁させていただきましたが、農業従事者の高齢化や担い手不足などを背景に、全国的に遊休農地、荒廃農地の増加が深刻化しております。荒廃した農地の増加は、食糧自給率の低下のほか、雑草種子の飛散やごみの不法投棄の誘発、あるいはイノシシ、猿などの有害鳥獣のすみかになるなど、農地の役割の損失や農村景観への悪影響を及ぼすおそれがあることから、早期の対策が求められております。

本市では、平成26年度から開始された農地中間管理事業を活用し、中心となる担い手などの経営体への農地集積を進めております。このことにより、本市の農地の転貸実績は、平成29年度までの総計で121件、約42ヘクタールとなっており、県内の市町村では、阿南市に次ぎ、2番目に大きい実績となり、遊休農地や荒廃農地の未然防止につながっていると考えております。また、交付金額が、県下8市で最大の中山間地域等直接支払制度の活用により、山間部の農地を含む地域の維持や県下全体の交付額の約2割を占める多面的機能支払交付金制度による農業施設の改修、維持管理なども、農地の適切な維持と遊休農地や荒廃農地の解消に役立っているとも考えております。そのほかに、農用地区域内の農用地で、使用賃借権の設定や所有者の移転により、荒廃した農地を再生後耕作する農業者を対象に、障害物の除去、深耕、整地など、営農可能な状態に回復させるための再生作業を支援する制度、耕作放棄地再生利用緊急対策事業を活用し、荒廃農地の再生を図っていただきたいと考えております。また、平成21年の農地法改正により、一般企業等の貸借による権利取得が可能となったことを受け、全国的に企業の農業への進出が進んでおります。本市における事例といたしましては、4年前に大塚製薬グループのハートフル川内によるトマト養液栽培や、平成28年4月に進出した、流通大手イオングループのイオンアグリ創造の直営農場、イオン徳島あわ農場などがあり、地域ごとの将来の農業経営に不安を感じていた方の農地をお借りできたことは、遊休農地や荒廃農地の発生を未然に防止し、地域農業の活性化に効果があったと受けとめております。農地本来のあるべき姿は、保全だけが目的ではなく、やはり適正な管理者により、その風土や気候に適した農作物が継続的に栽培され、それが農家の所得向上に寄与することであると考えます。今後、さまざまな制度を活用して、遊休農地、荒廃農地の削減に努めるとともに、発生を抑制するような方策をも模索していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 檜原賢二君。

○15番（樫原賢二君） 農業委員会事務局長につきましては、1点再質問をさせていただきます。

このたび資料をいただいたんにつきましては、公職選挙法の平成29年度までの分の資料をいただきましたが、30年度も農業委員が今度市長の諮問になったんですが、今後は今までどおり農業委員と推進委員とともどもが、農地のパトロールですか、それは例年どおりやられるんですか。これはどういう形になるのか、それも相あわせて詳しくお願いします。

それともう一点でございますけれども、実は先ほど阿部部長からはイオンと大塚製薬グループのご説明ございましたが、福島県の白河市に本社がある白河高原農場というのが、当阿波市においでくるようなお話も聞きました。そこで、この会社につきましては、東京電力の放射能汚染の補償費を当阿波市につぎ込んで、ほんでこの会社は大手レストラン、イタリアンレストランチェーンで、現在国内で1,000店舗、それと中国を主とする海外で130店舗を実施していると。そこで、白河高原農場が、当この阿波市に来ると。これ最もいいチャンスでございますので、私が先ほど質問しましたように29年度では100町に上る放棄地が出つつあるわけでございます。先ほど笠井議員から質問がございましたように、若い人たちが当阿波市で農業をやっていくというような施策をどんどん組んでいって行く反面、このような東京電力の補償費を阿波市につぎ込んでいただいて、活性化をしていただきたいと。この点についてはご答弁は結構なんですけど、一番大事なのは、放棄地をなくするについて、実績がものすごくええという説明をお聞きしました。それは、県委託の農地管理機構、もう一つ突っ込んだ、市民の方がよくわかるように、例えば小耳に挟んだんですが、まとまった土地があれば、土地の持ち主、また借り主、1円も要らんと。ほんで、広大な圃場整備を無償でしてくれるというようなお話を聞いたんですが、この点についてもう少しよくわかるようにご説明をお願いします。

○議長（森本節弘君） 石川農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（石川 久君） 議長の許可をいただきましたので、樫原議員の一般質問の1問目、農地遊休・荒廃地についての再問についてお答えします。

農業委員会法の改正で市長の任命となったけれども、その経緯と従来行われていた農地パトロールはどうなるのかということでお答えします。

農業委員会法の改正でございますが、平成28年4月1日に改正法が施行されて、農業委員会の業務について、これまでの農地法に基づく権利移動の許可等に加え、担い手

への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進といった、農地利用の最適化の推進が必須業務に位置づけられました。また、樫原議員、先ほど申されましたように、公選制であった農業委員は、その法改正によりまして、市町村長が任命する方法に改められたことに加えまして、農地利用の最適化の推進の公正な実施を図るため、農地利用最適化推進委員が新設され、その定数は、農業委員については、旧町単位に農業者数に応じて割り振っております。吉野町は3人、土成町は4人、市場町と阿波町は6人ずつの合計19人となっております。また、農地利用最適化推進委員、新設されました推進委員ですけれども、区域ごとに割り振っております。旧町単位で申しますと、吉野町が4人、土成町は5人、市場町と阿波町は6人ずつで、合計21人の定数で、両委員とも、今年の6月に募集を行ったのち、評価委員会におきまして候補者の評価を行い、農業委員については市長が議会の同意を得て任命し、農地利用最適化推進委員については農業委員会が委嘱しております。阿波市農業委員会では、公選制の委員の任期が平成29年9月30日でありましたので、在任特例によりまして、今年の10月1日より新しい体制に移行し、現在に至っているということでございます。

また、議員お尋ねの農地パトロールにつきましては、新しい体制となりましても、従来と同様に実施することには変わりはありませんが、農業を取り巻く環境は依然として厳しく、農業従事者の高齢化や労働力不足、農産物価格の低迷、担い手不足といった要因によりまして、遊休農地や荒廃農地が増加しているのが現状でございます。このようなことから、農業委員会では、新体制となって初めての農地パトロールとなりますけれども、これまで以上に強化を図りながら、遊休農地や荒廃農地の解消に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 樫原議員、今、質問内容合っていましたか、農地中間管理機構で再問……。

○15番（樫原賢二君） ただいま議長からご指摘がございました……。

私が質問したのは、農地中間管理機構が阿波市で相当活躍していただいたと。その内容を詳しくもう一回説明してくれと、こういうことを言うとはんです。

○議長（森本節弘君） そうですね。農地中間管理機構の関連事業のほうで、さっき再問が出たんで。

（15番樫原賢二君「阿部部長にお願いします」と呼ぶ）

今、再問だね。

阿部産業経済部長。

○産業経済部長（阿部芳郎君） 議長の許可をいただきましたので、樫原賢二議員の再問、農地中間管理機構の活躍というか、新しい農地中間管理機構が中心となつてする国の事業だと思いますので、その事業説明についてご説明させていただきます。

事業の名称は、農地中間管理機構関連農地整備事業というものでございます。これは、農林水産省の農業農村整備に関する補助事業であり、事業実施主体は徳島県であります。

事業の内容であります。区画整理や農用地造成などの基盤整備を行う際に、農地中間管理機構に貸し付けた農地の所有者は、費用を負担することなく実施することができる事業であります。農業従事者の高齢化や十分に区画整備が行われていない本市にとって、担い手への農地の集積・集約化を進め、農業の生産性、農業者の所得向上や産地の育成はもとより、遊休農地や荒廃農地の未然防止に有効な事業の一つと考えております。この事業の採択要件であります。事業対象農地の全てについて農地中間管理権が設定されていること、事業対象農地面積が10ヘクタール以上、中山間地域等については5ヘクタール以上、農地中間管理権の設定期間が事業計画の公告日から15年以上、事業対象農地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手へ集団化すること、事業実施地域の収益性が、事業完了後5年以内に20%以上向上させることなどあります。しかし、本市のように中山間地域が多く、平地でも農地が狭小で、宅地等が混在している地域では、面積要件などの課題が多くあります。そこで、本市といたしましては、農林水産省の農業農村整備に関する補助事業について、先日の6月5日でございますが、市長が上京し、全国市長会において地域の特性に応じたきめ細やかな基盤整備ができるよう採択要件の緩和を要望したところであります。今後とも、採択要件の緩和の要望も行いながら、議員ご提案の農地中間管理機構関連農地整備事業の活用については、徳島県農地中間管理機構や徳島県と連携し、本市においてこの事業による基盤整備の実施が可能かどうか情報を収集し、検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 樫原賢二君。

○15番（樫原賢二君） ただいま阿部部長から、新しい農業をこれから担う若い人たちに夢と希望を与える事業でなかろうかと。というのは、面積が10町歩、また中山間では5町歩というようなご答弁いただきましたが、多少そこいらを市長に踏ん張っていただき

まして、この阿波市に合うような面積にさせていただいて、できるだけ28年、29年度だけで、たった2年間の間に、12町から始まっての放棄地がふえていくと。100町に上る放棄地があるということで、非常に農業立市としては余りいい答えでなかろうかと、こう思うんですが、何分誰に聞いても、阿波市は非常に野菜どころでもあるし、米どころでもあるし、またブドウに至るまで何でもつくれるけん非常にええとこだなど、うらやましがられるのは、現在の阿波市全体の雰囲気の方でございます。この項につきましては、これから農政課を基本といたしまして、ますます農業の後継者が順調にいけることを祈って、この項については質問を終わります。

続きまして、通告してありますように、第2点目でございますが、吉野川北岸農業用水のことにつきまして、この問題は、実は非常に厄介な問題でございます。私、これが第2回目でございます、2回目の質問をいたすんですが、これにつきましては、ここに書いてありますが、北岸用水が完成以来30年余りになるが、香川用水は多目的用水であるがゆえに、10アール当たり賦課金が1,200円、北岸用水は10アール当たり3,400円、それから高いところでは3,740円である。1点目は市民より強い苦情が発生しているがというような質問でございます。これについて、詳しく質問いたしますが、正式に申し上げましたら、まずこの賦課金につきましては、水田といいまして、北岸用水に依存、依存というのは、北岸用水だけしか水が来ん地区につきましては3,740円、これは北岸用水のみの代金です。それと、2等級っていうんがございまして、これが自己水源、自分とこに水が送れるような地区があるわけです。そんな地区はちょっと安いんで3,400円、その次が畑、余り水を必要としないところ、ここは3,060円と、3つにこれ分類されておるわけでございます。これは、延々と流れておる吉野川北岸用水でございますけれども、私が特に知りたいのは、市民から香川用水と北岸用水との水の何でこないにちゃうんだと言うて、本日傍聴されておる方も耳を澄まして聞つきよると思いますが、香川用水については、調べれば調べるほど、昔の政治家はずるいなと、昔の政治家はね。というのは、水利権の問題がございまして、水利権というのが、徳島県が農業しか使えないような水利権になっとなです。ところが、他の県は、全部使えるんです、工場水から生活水から、それから農業水。ほんで、徳島県だけが、この北岸用水だけが農業水にしか使えないということで、これ困った問題で、永遠にこの問題は解決しないなと思うわけでございます。ただ言えることは、資料をいただいたんですが、あえてちょっと説明させてもらいますが、4市3町、三好市、美馬市、阿波市、吉野川市、東みよし町、上板町、

板野町、北岸受益者が6,022ヘクタール、阿波市がこの6,022ヘクタールの中で58.4%の利益を受けておるわけでございます。3,517ヘクタール受けております。そこで言えることは、この事業は既に完成をいたしまして、平成元年からでございますが、30年もたつてでございます、30年も。そこで、先ほど皆様のご質問の中で、合併特例債がございます。合併特例債を活用していただきまして、早く農業をされておる方が心配ないように、既に30年になりますもんで、この問題、10アール当たり現在3,740円と3,400円ということですが、もっと安心できるようにお願いを賜ったらということでございます。

以上、北岸農業用水の1の項、まず1の項をご答弁していただいて、内容によって質問をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（森本節弘君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、樫原賢二議員の一般質問の2問目、吉野川北岸用水についての1点目、北岸用水が完成以来30年余りになるが、香川用水は多目的用水であるがゆえに、10アール当たり賦課金が1,200円である、北岸用水は10アール当たり3,400円から3,740円である、市民より強い苦情が発生しているが、解決はどのようにするのかについて答弁させていただきます。

最初に、現状を説明させていただきます。

吉野川北岸農業用水は、地域農業の発展を図るため、国営事業により農業用水として昭和44年より事業計画がなされ、昭和46年に着手し、18年余りの歳月と約600億円の巨費を投じて、平成元年に完了しました。現在は、吉野川北岸土地改良区及び地元土地改良区が維持管理を行っております。この農業用水は、池田ダムを取水口とし、幹線水路69.2キロメートル、支線水路82.7キロメートル、4市3町、阿波市、吉野川市、美馬市、三好市、東みよし町、上板町、板野町でございますが、それぞれの合計約6,000ヘクタールの農地に対して安定した水を供給し、稲作はもちろん、収益の上がる野菜への転換が進められるなど、多様な営農が展開されております。また、本市でも、受益地約3,500ヘクタールの農地で地域の特色を生かした農業が営まれ、ナス、レタス、トマトなどの17品目の野菜の出荷高がJA系統では県内第1位を誇っております。一方、香川用水は、議員も申されたように、当初より農業用水、上下水道用水、工業用水として許可を受けており、吉野川北岸用水とは根本的な違いがあります。

香川用水の概要についてここで説明させていただきますと、香川用水は昭和43年から

昭和56年にかけてつくられた、全延長106キロメートルの水路であります。その中には、農業用水、上下水道用水、工業用水が流れる区間、共用区間が約47キロメートル、農業用水だけが流れる区間、農専区間とありますが、これが約59キロメートルございます。共用区間を独立行政法人水資源機構香川用水管理所が、農業専用区間を香川土地改良区が管理しております。

議員ご質問の北岸用水が完成以来30年余りになりますが、香川用水は多目的用水であるため、10アール当たりの賦課金が1,200円であります。次に、北岸用水は、10アール当たりが3,400円から3,740円あります。市民より強い苦情が発生しているが解決はどのようにするのかについてであります。答弁といたしましては、香川土地改良区の賦課金は、議員ご指摘のとおり、10アール当たり1,200円に対し、吉野川の北岸土地改良区の賦課金は3,400円から3,740円でございます。先ほど説明申し上げましたように、香川用水は農業用のみの用水ではなく、上下水道用水、工業用水などにも利用されており、管理体制も吉野川北岸土地改良区と異なるため、賦課金についても差が出ていると考えております。現在、吉野川北岸用水は、1秒間に最大約14トンの取水許可を受けておりますが、早期米作付の増加、多様な営農による用水不足及び造成後かなりな年月を要しますので、かなり老朽化による故障も生じていると聞いております。その対策といたしまして、農業用水の安定供給及び施設の維持管理の費用と労力の軽減を図るために、国が老朽化対策工事や調整池の新設、拡張を行う吉野川北岸第2期事業の調査を実施しております。事業に関連し、農業者に対する賦課金を現行の賦課金よりできる限り増額しないよう国へ要望してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 榎原賢二君。

○15番（榎原賢二君） 結局、先ほど私が申し上げましたように、香川用水は多目的用水でございまして、1日の水を池田ダムからとっておるのが136万立米、年間のとりよんが2億4,700立米。香川用水、水資源機構が経営してんですが、当北岸用水とは形態が違うわけでございます。そこで、ただいま副市長がご答弁いただいたように、絶対にこれ以上に水代が上がらんということをお約束していただいて、ほんで現在農業を営んでいただいとる方に、私たち、また皆さんに水が高いとかどうじゃと言うのは、こらえてもらえるようにしてもらわなったら、香川用水と比べられたら、たまったもんでないわけでございます。そこで、できるだけ改良区と阿波市では、阿波町から始まりまして、市場、

土成、吉野と、各改良区がございます、改良区によりまして、賦課のかける金額が異なります。なぜ異なりますかと言いますと、パイプ配管をしておる地区と、完了して現金で払うたところもございます、また月賦で払いよる方もおります。そういうことで、段差があるわけございまして、あくまでも今日私が質問した内容は、北岸用水の水代のみでございまして、勘違いをされたら非常に困りますので、この点だけあえて再度お願いを申し上げて、この項については質問を終わります。

続きまして、旧の4町合併前の北岸用水に対し町別の補助金は幾らか、平成17年度合併以降4町の北岸用水に対しての補助金の町別及び補助金合計は幾らか、吉野川北岸用水の第2項について、続いてご答弁をお願いをしたいと思います。

○議長（森本節弘君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、樫原賢二議員の2点目の旧の4町合併前の北岸用水に対して町別の負担金は幾らか、平成17年度合併以降の北岸用水に対しての負担金を町別及び合計は幾らかというのに答弁させていただきます。

最初に、現状について説明させていただきますと、吉野川北岸農業用水は、昭和46年に着手し、平成元年に完了いたしました。その事業の負担金につきましては、国58%、県が35.5%、市町村が6.5%、地元負担についてはゼロ%の負担割合に基づき、国に対して完了後の平成2年度から平成16年度まで各4町で負担金として、合併後は阿波市として平成26年度まで負担金として支払いをしておりました。

ご質問の吉野川北岸農業用水の事業に係る合併前と合併後の負担金であります。平成2年度から平成16年度までの合併前の各4町の負担金は、利息を含んで、吉野町が2億9,697万5,258円、土成町が8億9,742万8,989円、市場町が1億1,306万3,168円、阿波町が1億1,059万3,608円で、合計金額が3億4,806万1,023円となっております。また、合併後の平成17年度から平成26年度までの旧4町の負担金は、吉野町が1億1,171万9,643円、土成町が3億3,844万6,754円、市場町が4億1,872万5,188円、阿波町が4億3,713万2,793円で、合計金額が1億3,602万4,378円となっております。以上で事業完了後の平成2年度から合併をまたいで平成26年度までの合計で、利息を含んでおりますので4億7,408万5,401円、負担金として国に支払いをしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 榎原賢二君。

○15番（榎原賢二君） ただいま第2問目の町別の負担金、補助金をるる説明をしていただきまして、よく理解ができるわけですが、北岸用水も完成後30年の経過をしておるわけで、実はこの問題でどなんぞ香川用水のように安うならんかということで、理事長に直談判いたしまして、ところがやぶへびになりまして、北岸用水を一日も早う直さないかと。なんでかったら、30年にもなって、至るところに亀裂が入っておるんじゃないかということを、現在理事長は、この東の県議先生でございます。副理事長におかれましては、市長が副理事長でございます。構成メンバーにつきましては、理事が23名で、組合員でない役員、いわゆる市長とか、もろもろでございます、23名。監事が5人、それともう一丁偉い方が、総代ちゅうんがございまして、三好市から板野町までで80名おられるわけでございます。こういう構成で北岸用水の補助金が再度要るように聞きまして、やぶへびになりまして、ほんでもう一丁突っ込んでご答弁をいただきたいんですが、この補助金はわかりましたが、この問題と相あわせでしておりますので、北岸用水は今ままでいくのか、私が質問した内容でいくのか、ひとつこの点について、わかる範囲内で結構ですから、副市長、よろしく願い申し上げます。

○議長（森本節弘君） 榎原賢二君に申し上げます。

吉野川北岸用水の質問に対しては再々問になりますので、質問漏れはございませんか。

○15番（榎原賢二君） 質問漏れがございませんかということでございますので、私がただいま質問した内容のみで、ご答弁は結構でございます。

○議長（森本節弘君） いや、答弁はいいんですけど、再々問でございますんで。

○15番（榎原賢二君） ありません、ありませんから。

○議長（森本節弘君） はい。

町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、榎原賢二議員の再々問に答弁させていただきます。

現在、吉野川の北岸2期事業における進捗状況につきましては、調査を行っております。事あるごとに情報もありますし、いろいろな会合で話をする機会もあると思っておりますので、先ほども申しましたように、現行の賦課金をできる限り増額しないように要望していきたいというように、国も含めて考えておりますので、どうかよろしく願います。

○議長（森本節弘君） 榎原賢二君。

○15番（樫原賢二君） これをもって私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（森本節弘君） これで15番樫原賢二君の一般質問が終了いたしました。

~~~~~

日程第2 議案第32号 平成30年度阿波市一般会計補正予算（第2号）について

日程第3 議案第33号 平成30年度阿波市水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第4 議案第34号 阿波市税条例の一部改正について

日程第5 議案第35号 阿波市人権尊重のまちづくり条例の制定について

日程第6 議案第36号 阿波市立学校設置条例の一部改正について

○議長（森本節弘君） 次に、日程第2、議案第32号平成30年度阿波市一般会計補正予算（第2号）についてから日程第6、議案第36号阿波市立学校設置条例の一部改正についてまでの計5件を一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第32号から議案第36号までについては、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

各常任委員会におかれましては、第2回阿波市議会定例会日割り表に基づいて委員会を開催され、付託案件について審査されますようお願い申し上げます。

お諮りいたします。

議事の都合により、11日は休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本節弘君） 異議なしと認めます。よって、11日は休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告いたします。

13日午前10時から文教厚生常任委員会、14日午前10時から総務常任委員会、15日午前10時から産業建設常任委員会です。

なお、次回の本会議は6月19日午前10時再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時36分 散会